

素案

第1次八百津町人權施策推進指針

2019 年（平成 31 年） 2 月

八百津町

目次

第1章 指針の基本事項.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 人権に関する国内外の動き.....	2
3 八百津町の概況.....	4
4 アンケート結果のまとめ.....	7
第2章 基本的な考え方.....	11
1 基本理念.....	11
2 指針の位置づけ.....	12
3 指針の期間.....	12
4 指針の推進.....	13
5 施策体系.....	13
6 重点事項.....	15
第3章 人権教育・啓発の推進.....	16
1 家庭・地域における人権教育・啓発.....	16
2 学校等における人権教育・啓発.....	18
3 職場における人権教育・啓発.....	20
第4章 分野別課題における人権施策の推進.....	22
1 女性.....	22
2 子ども.....	26
3 高齢者.....	30
4 障がい者.....	34
5 同和問題.....	38
6 外国人.....	41
7 感染症患者.....	44
8 その他の人権.....	47

第1章 指針の基本事項

1 策定の趣旨

八百津町（以下、「本町」という。）は、日本の外交官として、第二次世界大戦中に多くのユダヤ人らを救った杉原千畝氏の出身地です。彼の人道精神は、「温かな気持ち」「日本人の精神の気高さ」として、わたしたちを清々しい気持ちにさせてくれます。本町ではこの人道精神を大切に、様々な人道の教育や啓発の取り組みを行ってきました。

世界では、第二次世界大戦の終わりを契機に、二度とこのような悲劇が繰り返されないよう、様々な人権に関わる条約の制定や国際的な会議の開催等、人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

わが国でも、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法の「すべての国民の基本的人権の尊重」の考えに基づき、人権問題に関わる条約への批准や、法制度の整備が進められています。

しかしながら、様々な分野において多くの人の人権が尊重されず、生きづらさを抱えている状況があります。また、人口減少や少子高齢化、国際化、情報化等の社会変化の中で複雑多様化しており、新たに対応すべき人権課題も生じています。

こうした社会情勢、国・県の動向やこれまでの本町の人権に関する取り組み等を踏まえ、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的かつ効果的に推進するため、「八百津町人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定します。

2 人権に関する国内外の動き

(1) 世界の動き

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。その後「世界人権宣言」の内容に基づいて、1966年（昭和41年）に国際人権規約等、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

しかしながら、世界では人種、民族、宗教等の対立による紛争や内戦等が絶えず、飢餓や難民問題等の深刻な人権問題がみられます。こうした現状を受け、国際社会全体で人権課題について取り組むため、1994年（平成6年）に国連総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認し、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。また同時に、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

2004年（平成16年）に「人権教育のための国連10年」が終了を迎えた後は、引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に「人権教育のための世界計画」が採択されました。「人権教育のための国連10年」は第1フェーズ（2005－2009）、第2フェーズ（2010－2014）を経て、現在は第3フェーズ（2015－2019）として、これまでの取り組みを強化するとともに、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することに重きを置いた取り組みが進められています。

(2) 国内の動き

わが国では、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法において基本的人権の尊重を基本原則の一つとし、この考えのもとに人権に関する様々な取り組みが行われてきました。国連で採択された「国際人権規約」〔1979年（昭和54年）〕や「女子差別撤廃条約」〔1985年（昭和60年）〕、「児童の権利に関する条約」〔1994年（平成6年）〕等の諸条約にも批准し、人権課題への対応が進められています。

1994年（平成6年）に採択された「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995（平成7年）に「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年（1997年）に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されました。また同年に、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国の責務となりました。この法律を踏まえ、2000年（平成12年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、2002年（平成14年）には、この法律を受け「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくことが示されました。さらに、2011年（平成23年）には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更が行われています。

近年も、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題、性的少数者、外国人等の個別の人権課題に対する法整備が進められるとともに、社会情勢の変化による新たな人権課題について対応するための取り組みが行われています。

（３）岐阜県の動き

岐阜県では、2002 年（平成 14 年）に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」を設置し、2003 年（平成 15 年）に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、2005 年（平成 17 年）に「岐阜県人権懇話会」と改称し、人権問題に対応する総合的な施策を展開してきました。

また、2000 年（平成 12 年）には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、人権に関する啓発や相談に関する事業に取り組んでいます。

2003 年（平成 15 年）には「人権教育・啓発推進法」に定められた「地方公共団体の責務」に基づき「岐阜県人権施策推進指針」が策定され、人権尊重の意識を高める施策に総合的に取り組んでいます。この指針は、2008 年（平成 20 年）、2013 年（平成 25 年）及び 2018 年（平成 30 年）に改定が行われ、「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」では、これまで取り組まれてきた人権施策に加え、社会情勢の変化によって生じた新たな人権課題への目指すべき人権施策のあり方についても方向性が示されています。

人権啓発事業としては、人権週間における啓発活動や「人権啓発フェスティバル」の開催、人権同和教育における行動力の育成を図る「ひびきあいの日」（2018 年（平成 30 年）から「ひびきあい活動」に変更）等に取り組み、県民の人権意識の高揚を図っています。

（４）八百津町の動き

本町では、杉原千畝氏の人道精神に基づき、様々な人権に関わる取り組みを進めてきました。

人道精神を学び、感じる拠点として、1992 年（平成 4 年）に杉原千畝氏の偉大な功績を称え、後世に伝えるため、人道の丘公園を整備しました。2000 年（平成 12 年）には、杉原千畝生誕 100 年を記念し、「杉原千畝記念館」をこの人道の丘に建設しました。国内外を問わず毎年多くの観光客が訪れるこの場所から、世界へ「命の尊さ、思いやりの大切さ」を発信し続けています。

また、千畝氏の命日である 7 月 31 日を含む 1 週間を「杉原ウィーク」と題して、杉原千畝記念短歌大会を開催するなど、「後世に伝えたい平和の大切さを」をテーマとした各種イベントも毎年行っています。

人道教育としては、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や、人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行っています。また、町内の全ての小中学校に杉原千畝氏の功績や子どもたちの人道教育の学習内容等を展示した「人道の部屋」を設置しています。

その他、保育園での人権紙芝居、中学生を対象としたリトアニア・ポーランドへの海外派遣、産業文化祭等での人権啓発活動や、人権相談所における人権問題への対応を行っています。今後も、子どもや高齢者、障がい者、男女共同参画等の個別計画においても、人道精神に基づいた取り組みを進めます。



（保育園での人権紙芝居）



（リトアニア・ポーランドへの海外派遣）

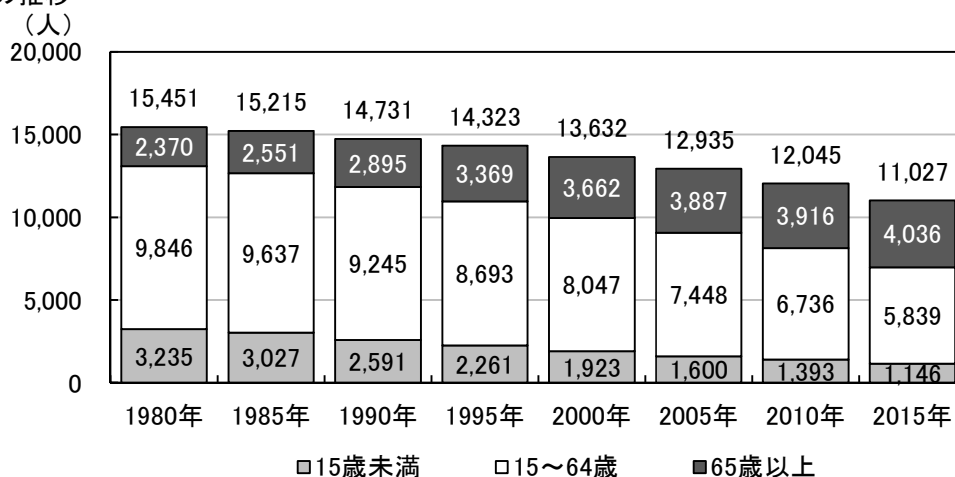
3 八百津町の概況

(1) 人口・世帯の状況

本町の総人口は減少しており、2015年（平成27年）では11,027人となっています。

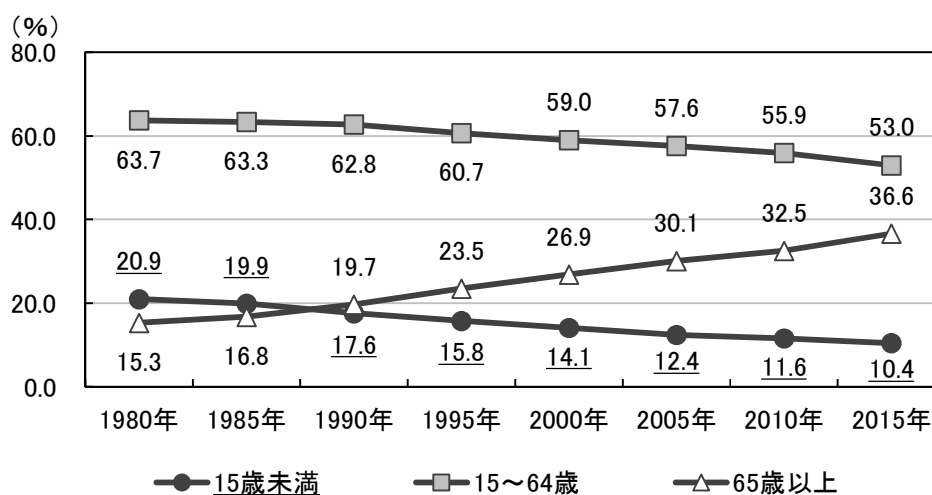
年齢3区分別人口割合の推移をみると、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合が減少している一方、65歳以上の老年人口割合は増加しており、2015年（平成27年）の高齢化率は36.6%（全国：26.6%）と、少子高齢化が進んでいます。

■総人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移

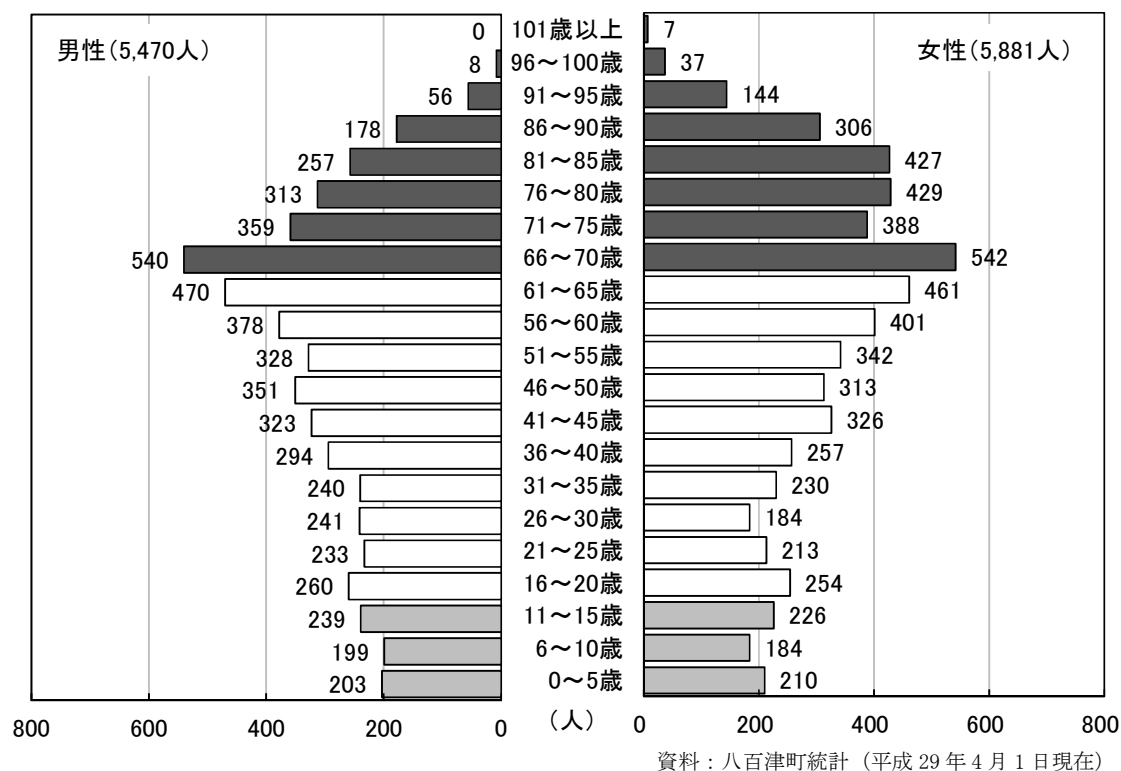


資料：国勢調査

※割合は、分母から年齢不詳を除いて算出している。

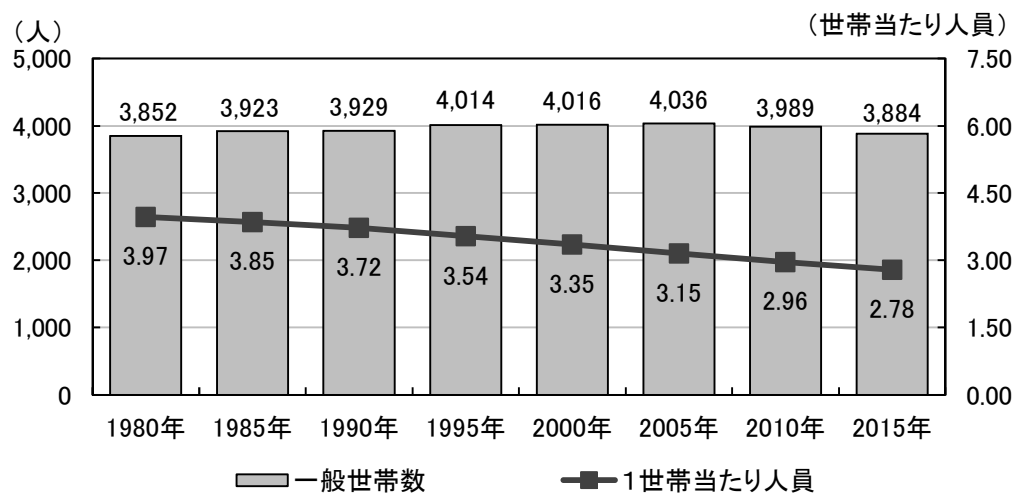
人口ピラミッドをみると、男女ともに 66～70 歳人口が多くなっています。また、66 歳以上のすべての年代で女性が男性より多く、特に 81 歳以上では女性が男性の約 2 倍となっています。

■性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）



一般世帯数は、2000 年（平成 12 年）までは増加していましたが、それ以降は減少しています。世帯当たり人員をみると、一貫して減少しており、世帯規模が縮小しています。

■一般世帯数と 1 世帯当たり人員の推移

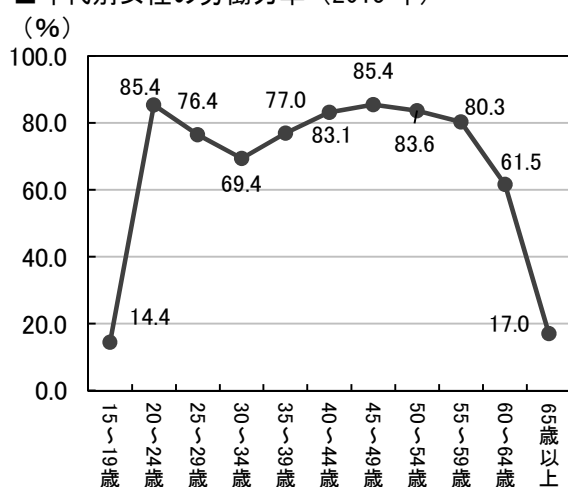


(2) 重点課題に関わる町民の状況

重点課題に関わる各種統計の状況は以下の通りとなっています。

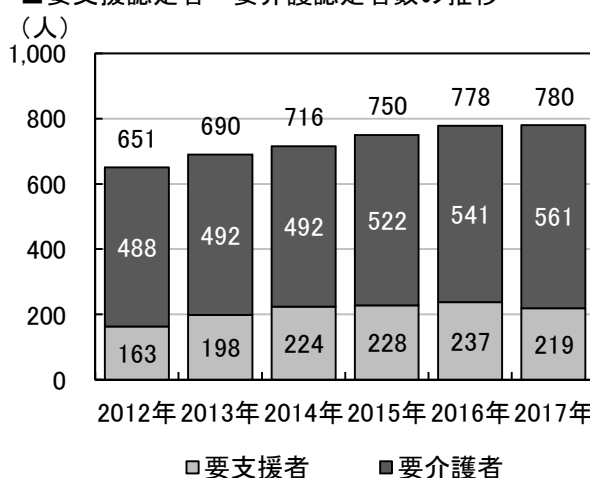
- 女性の労働力率は、いわゆるM字カーブを描き、20代後半～30歳代にかけて労働力率が低く、妊娠・出産・子育てで仕事を辞める女性が多いことがうかがえます。
- 要支援認定者・要介護認定者数は、年々増加しています。今後も高齢化の進行により、一層増加することが予測されます。
- 障害者手帳所持者は、2015年（平成27年）以降減少しています。一方で、手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数はやや増加しています。
- 外国人登録者数は増加傾向にあります。アジアや中東等、様々な国をルーツとする外国人が暮らしています。

■年代別女性の労働力率（2015年）



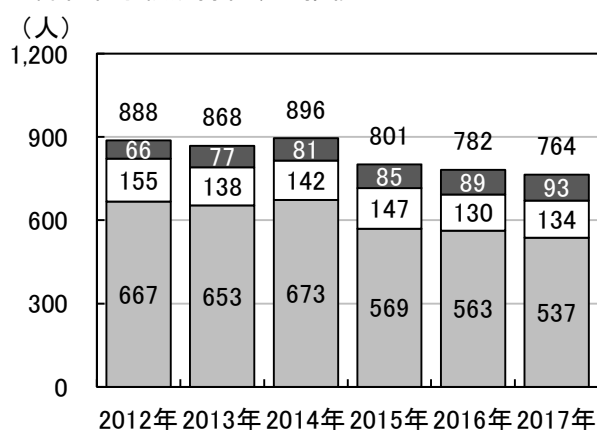
資料：国勢調査

■要支援認定者・要介護認定者数の推移



資料：やおつ高齢者いきいきプランⅦ（各年10月）

■障害者手帳所持者数の推移



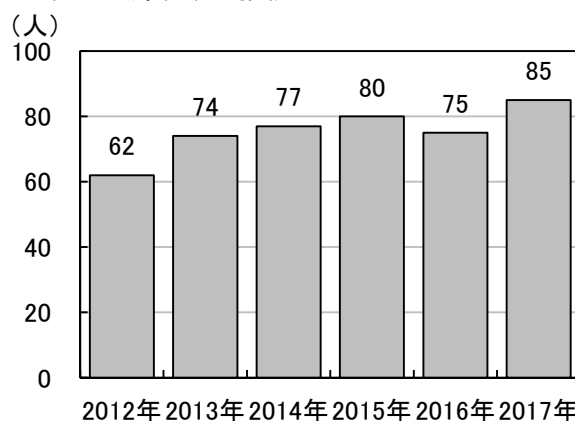
■精神障害者保健福祉手帳

□療育手帳所持者

□身体障害者手帳

資料：八百津町障がい者福祉計画（各年3月末）

■外国人登録者数の推移



資料：八百津町統計（各年4月）

4 アンケート結果のまとめ

町民の人権に関する意識を把握し、「八百津町人権施策推進指針」策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査概要

対象者	2018年（平成30年）2月現在、八百津町に居住している18歳以上の町民より無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	2018年（平成30年）2月14日～2月28日
回収結果	44.6%（配布数：1,000件 有効回答件数：446件）

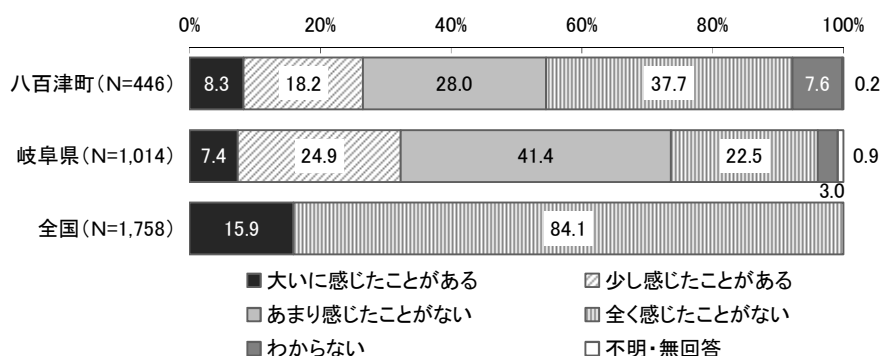
（1）人権全般について

人権侵害を受けたことがある人は4人に1人。内容は「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」「学校でのいじめやいやがらせ」が高い。

自分や家族への人権侵害を、『感じたことがない』が65.7%と、『感じたことがある』の26.5%より高くなっています。人権侵害の内容は、「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が最も高く、次いで「学校でのいじめやいやがらせ」となっています。性別では、女性で「職場でのいじめやいやがらせ」「地域や家庭での差別待遇」が高く、職場や地域、家庭で固定的な性別役割分担の意識があることや、ハラスメント等があることが考えられます。また、国や岐阜県と比較すると、本町では岐阜県より『感じたことがある』の割合が低くなっていますが、「わからない」の回答も多く、何が人権侵害に当たるのかが認識されていないことも考えられます。

＊『感じたことがない』：「あまり感じたことがない」と「全く感じたことがない」
『感じたことがある』：「大いに感じたことがある」と「少し感じたことがある」

■人権侵害の有無についての岐阜県、全国との比較



※全国調査の選択肢は「ある」「ない」のみ。

人権侵害を受けた時の対応は、「家族に相談をする」「友人に相談する」が高い一方で、「黙って我慢をする」が1割強となっている。女性は知り合いに相談、男性は相手に抗議するか、公的機関に相談する傾向がみられる。

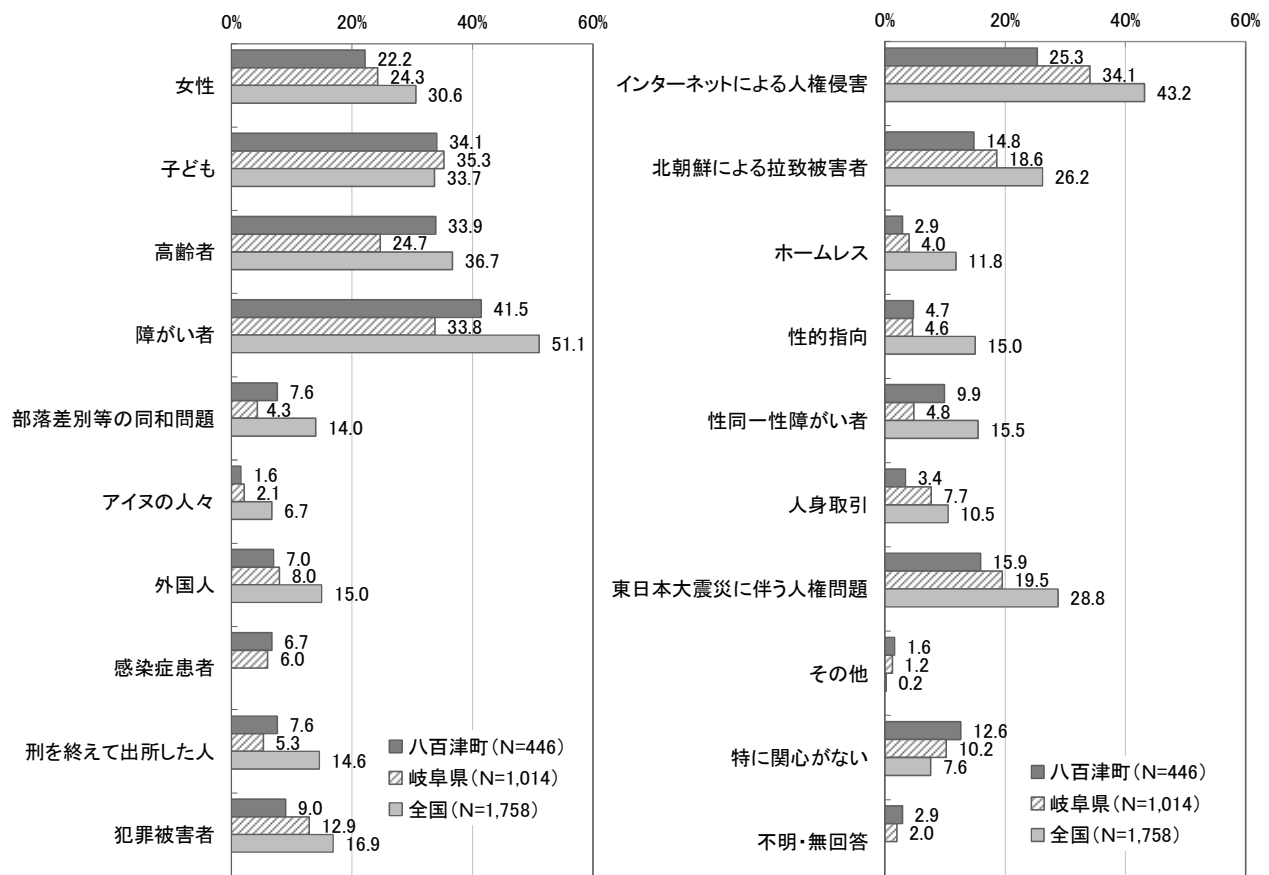
人権侵害を受けた時の対応は、「家族に相談をする」が群を抜いて高く、次いで「友人に相談する」となっています。また「黙って我慢をする」が13.7%となっています。性別でみると、女性は「家族に相談をする」「友人に相談する」等の親しい知り合いへの相談が高く、男性は「相手に抗議をする」や、「県や町役場等公的機関に相談をする」「警察に相談をする」の公的機関に相談する割合が高くなっています。

関心のある人権課題は「障がい者」「子ども」「高齢者」。一方で、「アイヌの人々」「ホームレス」「性的指向」「人身取引」の関心は5%以下となっている。

関心のある人権課題は、「障がい者」が最も高く、次いで「子ども」「高齢者」となっています。一方で、「アイヌの人々」は1.6%、「ホームレス」は2.9%、「性的指向」は4.7%、「人身取引」は3.4%と関心が低くなっています。性別でみると、特に女性では「女性」「子ども」「高齢者」と回答する割合が男性より高く、男性では「インターネットによる人権侵害」「部落差別等の同和問題」と回答する割合が女性より高くなっています。

また、岐阜県や全国と比較すると、本町では全体的にいずれの項目も割合が低く、特に「インターネットによる人権侵害」が低くなっています。一方で「高齢者」「障がい者」は岐阜県よりも高くなっています。

■関心のある人権課題についての岐阜県、全国との比較



※全国調査では「感染症患者」はなく、「H I V感染者等」が10.8%、「ハンセン病患者・回復者等」が11.2%であった。
 ※岐阜県調査では「東日本大震災に伴う人権問題」が「災害時の人権問題」であった。

八百津町

杉原千畝氏の「人道精神」を学び、伝える取り組み

本町は、杉原千畝氏の出身地として、「人道精神」を学び、伝える様々な取り組みを進めています。

杉原千畝記念館

杉原千畝氏が生まれた地域風土を、岐阜県産の総檜づくりと新伝統構法によって空間化しています。木組フレームによる広がりのある展示室、孤高な千畝の執務室、八百津町の町を見晴らす展望室で構成されています。



(杉原千畝記念館)

人道の丘公園

杉原千畝氏の偉大な功績を称え、後世に伝えるための記念公園として建設されました。公園のシンボルでもあるモニュメントは、パイプオルガンをイメージしており、「世界平和」をテーマに「平和を奏でるモニュメント」として、「世界に平和の光と音楽を」のメッセージを発信し、「平和の音楽」を奏でます。

また、「命のビザモニュメント」は真実を見つめ、千畝氏が書き続けた幾枚もの「命のビザ」をイメージしており、訪れる一人ひとりの手で平和への鐘を奏でることができます。

その他、日本庭園、芝生広場、大型コンビネーション遊具などがあり、家族みんなで楽しめるスポットとなっています。



(シンボルモニュメント)



(命のビザモニュメント)

人道創作劇

本町の小学校では、杉原千畝氏の業績やその時代の歴史について学ぶ人道学習の成果として、杉原千畝氏をテーマとした人道創作劇を公演しています。また、千畝氏とのゆかりがある方との交流会等も実施されており、創作劇を通して様々な人とふれあう機会となっています。



(人道創作劇)



(人道創作劇)

人道の部屋

人道（人権）教育を推進するため、小・中学校の教室を活用した「人道の部屋」を各学校に整備し、杉原千畝氏や人権に関する書籍や資料を展示しています。

児童・生徒が学習した内容や力を入れている取り組みについても掲示してあり、一般の方も見学することができるため、誰もが容易に人権・人道教育にふれあえる場となっています。



(人道の部屋 小学校)



(人道の部屋 小学校)



(人道の部屋 中学校)



(人道の部屋 中学校)

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

本町ではこれまで、杉原千畝氏の人道の精神に基づき、人権に関わる多様な施策を精力的に進めてきました。また、町民にとどまらず国内外の人々に対しても、杉原千畝氏の精神を伝えるための啓発活動や拠点整備に取り組んでいます。2017年（平成29年）に策定した「第5次八百津町総合計画」においても、まちづくりの将来像を「ひとと自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」、まちづくりの基本的視点の一つを「杉原千畝氏の人道精神」とし、人道精神は町民が主体的に守り、引き継ぐものとしています。

一方で2018年（平成30年）に実施した人権に関するアンケートでは、町民の人権に関する認識が十分でない結果もみられました。本町が名実ともに「人道のまち」となるためには、町民一人ひとりが思いやりや支え合いの精神を身につけ、行動に移せることが求められます。またそのためには、町民が安心して、いきいきと暮らせるまちであることも大切です。

本指針は、こうした思いから基本理念を「一人ひとりが人道精神を受け継ぐ 思いやりのあふれるまち やおつ」と定め、本町の現状・課題を踏まえながら、人権教育や人権啓発に関する施策に取り組めます。

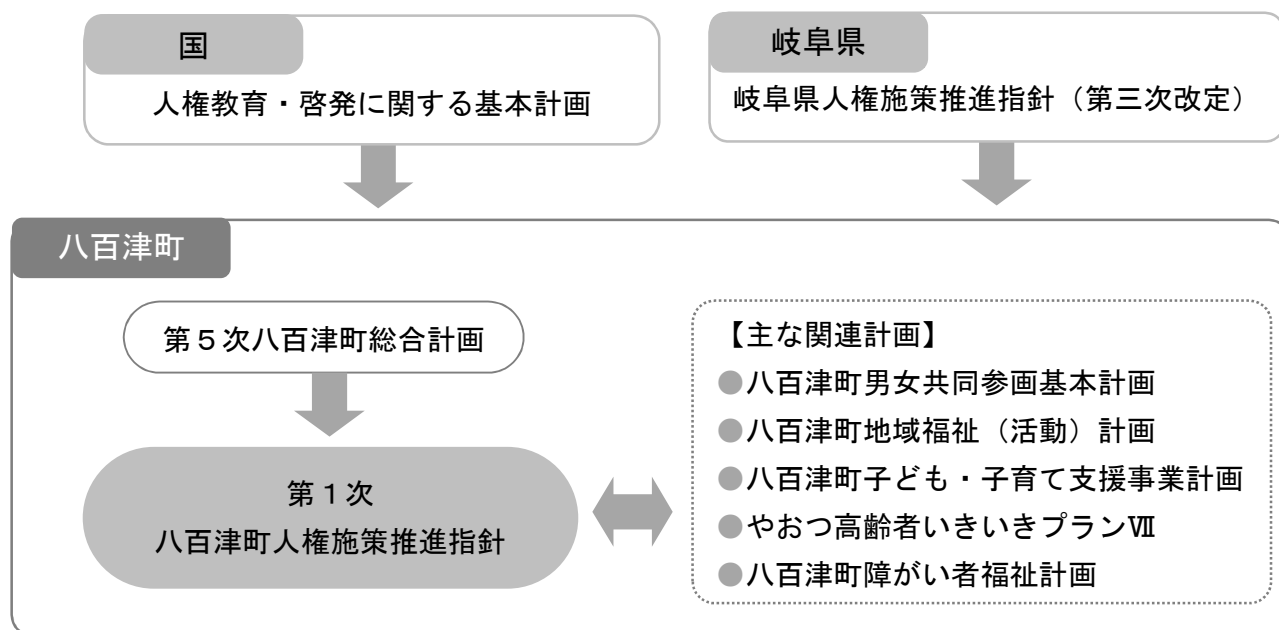
基本理念

一人ひとりが人道精神を受け継ぐ 思いやりのあふれるまち やおつ

2 指針の位置づけ

本指針は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針」をはじめ、国や岐阜県の関連計画の内容を踏まえるものとします。

また、本町の最上位計画である「第5次八百津町総合計画」をはじめ、八百津町の関連計画との整合を図ります。



3 指針の期間

本指針の期間は、2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や町の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

(年度)												
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
		第1次八百津町人権施策推進指針										

4 指針の推進

(1) 推進体制

人権にかかわる課題は多岐にわたり、社会潮流の変化とともに個々の課題が多様化・複雑化しています。すべての町民の差別意識を解消し、人権尊重の意識を高めていくために、本指針が広く町民に浸透するよう、様々な機会を捉えて積極的な周知に努めます。

また、本指針を総合的かつ効果的に推進するために、県や近隣自治体との緊密な連携を図るとともに、教育機関、企業等事業所、民間団体やボランティア等、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係を構築し、人権尊重の社会の実現を目指します。

(2) 進行管理

本指針に掲げた取り組みについて、毎年、実施状況や進捗状況等について点検し、適切な進行管理を行い、その結果を以後の施策に反映させます。

また、人権を取り巻く社会情勢の変化や、国や県の取り組み状況等を踏まえ、本指針を変更する必要性が生じた場合には、その見直しを行います。

5 施策体系

基本理念に基づき、以下のような体系で人権にかかわる取り組みを推進します。

人権教育・啓発の推進

1

家庭・地域における 人権教育・啓発

- 施策1 家庭における人権教育・啓発
- 施策2 地域における人権尊重の環境づくり

2

学校等における 人権教育・啓発

- 施策1 教育活動を通じた人権尊重意識の醸成
- 施策2 安心して学習できる環境の充実
- 施策3 教職員・保育士等の資質の向上

3

職場における 人権教育・啓発

- 施策1 行政における人権教育・啓発の充実
- 施策2 企業等への人権教育・啓発

重要課題における人権施策の推進

1 女性

- 施策 1 男女共同参画や男女平等の意識づくり
- 施策 2 女性の社会参加の促進
- 施策 3 女性への暴力の根絶と被害者支援
- 施策 4 家庭と仕事の調和の推進

2 子ども

- 施策 1 子どもの人権を尊重する意識づくり
- 施策 2 子どもへの人権教育の推進
- 施策 3 いじめや不登校への対策の推進
- 施策 4 虐待等の暴力の根絶と被害者支援
- 施策 5 子育て支援体制の充実

3 高齢者

- 施策 1 高齢者の人権を尊重する意識づくり
- 施策 2 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
- 施策 3 高齢者の社会参加の促進
- 施策 4 高齢者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

4 障がい者

- 施策 1 障がい者の人権を尊重する意識づくり
- 施策 2 障がい者の権利擁護・虐待防止の推進
- 施策 3 障がい者の自立支援と社会参加の促進
- 施策 4 相談体制や情報提供体制の充実
- 施策 5 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

5 同和問題

- 施策 1 同和問題についての教育・啓発
- 施策 2 相談体制の充実
- 施策 3 えせ同和行為の根絶

6 外国人

- 施策 1 国際理解や外国人の人権を尊重する意識づくり
- 施策 2 外国人が安心して暮らせるまちづくり

7 感染症患者

- 施策 1 感染症についての正しい理解促進
- 施策 2 感染症患者在安心して暮らせる体制整備

8 その他の人権

- インターネットによる人権侵害
- 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者やその家族
- 性的指向・性自認を理由とする人権問題
- 災害に伴う人権問題
- ホームレス
- アイヌの人々
- 北朝鮮当局による拉致問題等
- 人身取引（トラフィッキング）

6 重点事項

重点事項 1 学校等における人道教育の推進

子どもの豊かな心や思いやりを育むためには、早いうちから人道精神を学び伝えることが大切です。本町は、杉原千畝氏が生まれ育ったまちという特色を活かし、保育・教育の現場において、多様な方法で人道教育を推進します。

具体的な取り組み

- 町内すべての小中学校において、杉原千畝氏の功績や、世界の人権問題及び児童生徒の学習結果を展示した「人道の部屋」の設置し、基本的人権を尊重する心を育てます。
- 小中学校において、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や、杉原千畝氏をテーマとした人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行い、人道精神の学びを推進します。
- 幼少期から思いやりの心を育むため、保育園において、人権紙芝居の読み聞かせを行います。
- 杉原千畝氏が赴任していたリトアニアと、ホロコーストが行われたポーランドへ中学生を派遣し、研修やホームステイを通じて、人道精神や国際感覚を養います。

重点事項 2 国内外への人道精神の発信

「杉原千畝の心を育んだまち」として、杉原千畝氏の人道精神や命の大切さ、世界平和を、本町の住民はもちろん、観光客等を通じて国内外へ発信します。

具体的な取り組み

- 杉原千畝記念館や人道の丘を起点とし、町内外だけでなく、国内外からの来訪者に対して人道精神について発信します。
- 千畝氏の命日前後を「杉原ウィーク」とし、杉原千畝記念短歌大会等の各種イベントを行います。
- 異文化交流サークルによる外国人訪問客へのおもてなし交流体験を通して、まちの文化や魅力、思いやりの心を発信します。

また、町内の全ての小中学校に杉原千畝氏の功績や子どもたちの人道教育の学習内容等を展示した「人道の部屋」を設置しています。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発

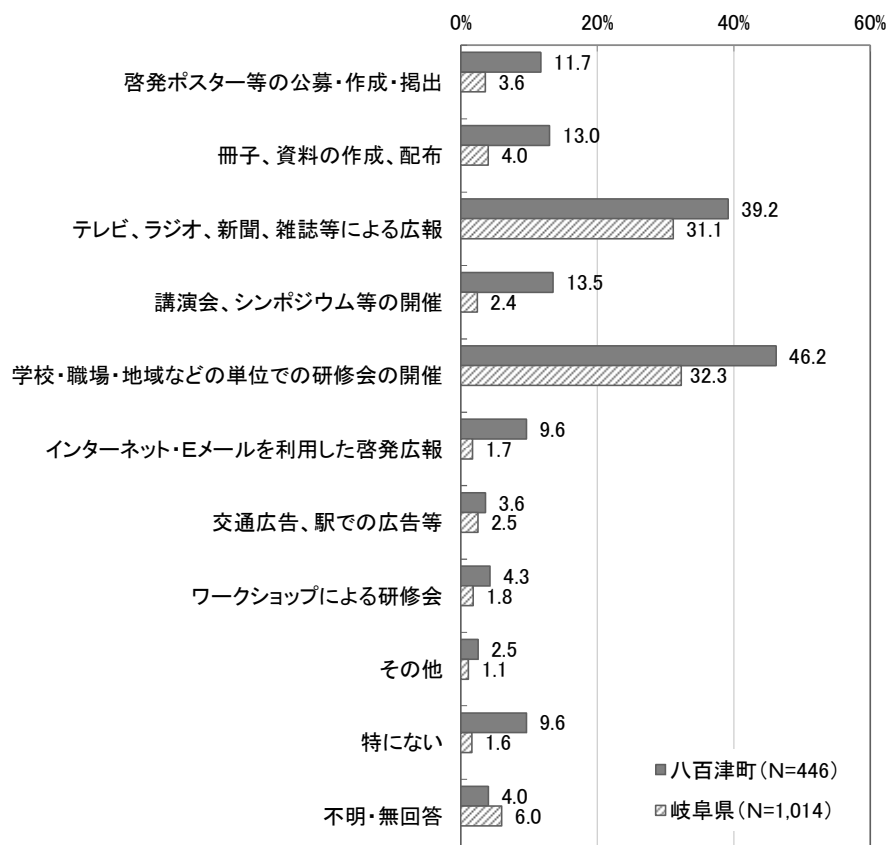
● 現状・課題

家庭は、子どもの人格を形成するうえで重要な場であり、人権意識を養う場でもあります。子どもは日常生活や家族とのふれあいを通して、豊かな心、思いやり、命を大切にする心、善悪の判断等の基礎を育みます。しかしながら、昨今の少子化、核家族化等により子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭における子育て力・教育力の低下が指摘されており、それに伴って子どもへの虐待や親への暴力等、様々な問題が生じています。また、高齢化の進展により、寝たきりや認知症等、介護や支援を必要とする高齢者が増加しています。要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重く、その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄等の問題が生じています。

地域社会は人々が交流し、生活をする場です。一人ひとりが豊かで充実した生活をするには、地域社会の中でお互いの人権を尊重し合い、生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要です。一方で、社会情勢の変化から地域のつながりが薄くなっている傾向がみられます。地域住民の人権意識を啓発するとともに、世代や分野を超えた交流を促進するなど、住民同士がお互いに理解を深められる取り組みを推進する必要があります。

本町においても、誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域社会づくりが求められます。家庭、地域、行政等が連携、協力し、社会変化や町民のニーズを踏まえた人権教育、啓発への取り組みが必要です。

■ 人権侵害への認識を深めるために求められる人権教育・人権啓発の方法



施策 1 家庭における人権教育・啓発

取り組み	主な担当課
● 家庭において男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動を実施します。	総務課
● 子育て中の保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	教育課
● 「家庭の日（毎月第3日曜日）」に合わせて家族で参加できる活動を推進し、家族がふれあうことの重要性を啓発します。	教育課
● 子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、子育て中の保護者への情報提供を行います。	健康福祉課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座の開催等により、男性の家庭参加を促進します。	教育課
● 介護に関する相談支援や情報提供を充実し、家族介護を支援します。	健康福祉課
● 広報やホームページ、パンフレット等を通して、様々な人権意識の醸成を図ります。	総務課

施策 2 地域における人権尊重の環境づくり

取り組み	主な担当課
● 町民一人ひとりが人権を自分の課題として捉え行動できるよう、人権講演会を開催します。	総務課 教育課
● 杉原千畝氏を顕彰し、平和・命・思いやりをテーマとした短歌大会を開催します。	地域振興課
● 人権に関する講座やシンポジウムを開催し、人道精神の普及・啓発を図ります。	タウンプロモーション室
● 地域において男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動を実施します。	総務課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。	教育課
● 地域における固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るため、情報提供や啓発活動を行います。	総務課
● 地域における多様な政策や方針を決定する過程への、女性参画を促進します。	総務課
● 人権擁護委員による相談支援を行います。	総務課

2 学校等における人権教育・啓発

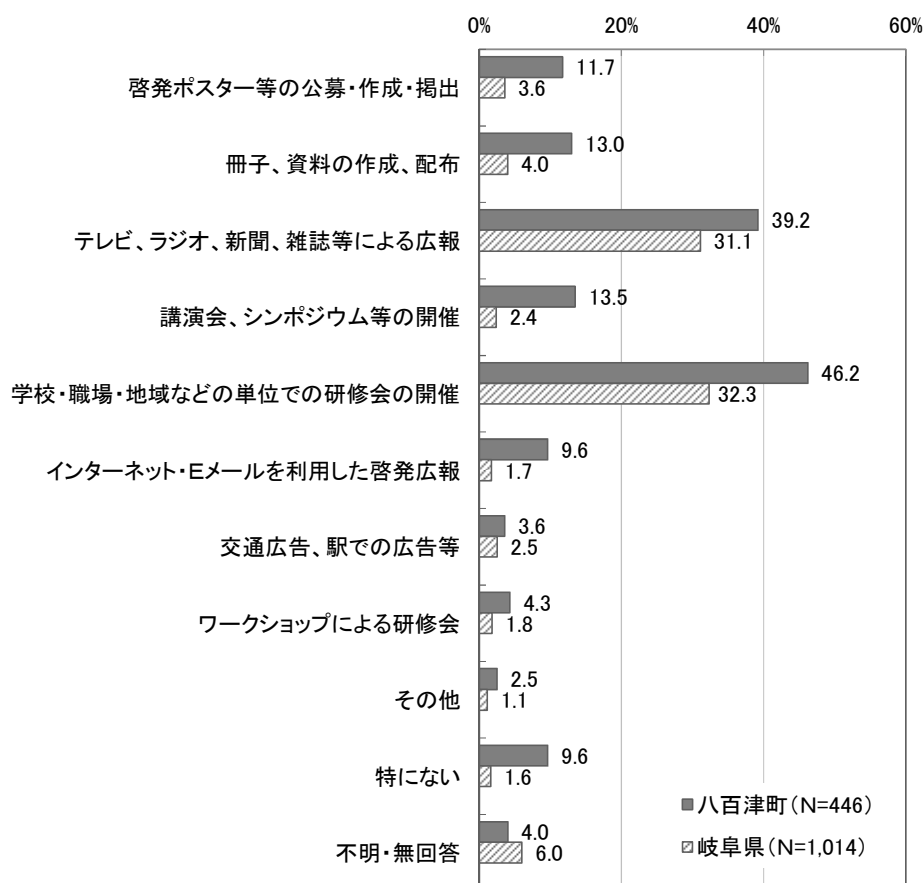
● 現状・課題

人権に関する問題は多岐に渡るため、子どもが様々な人権問題に対する知識や適切な対応を身につけるには、学校や保育園が果たす役割は重要です。学校や保育園の中で自らの大切さや他の人を尊重する意識が育まれるような教育・保育環境をつくることが求められます。一方で、子どもを取り巻く環境は変化しており、いじめや体罰、不登校をはじめとする様々な課題がみられ、深刻な社会問題となっています。そのため、子どもたち一人ひとりが互いに違いを認め、相手を尊重し、互いに信頼できる人間関係を築くことができるよう、教職員や保育士等が意識を持つことや、人権を侵害する事態が発生した際の適切な対応も重要です。

アンケート調査によると、人権侵害への認識を深めるために求められる人権教育・人権啓発の方法は、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」が46.2%と最も高く、学校における人権教育の重要性がうかがわれます。

本町では、杉原千畝氏の功績を顕彰するため、人道の精神を受け継いだ人道教育に取り組んでいます。小学校の人道創作劇や杉原千畝記念短歌大会を開催するなど、教育活動を通じて子どもたちの人権尊重意識を育んでいます。また、子どもたちの発達段階に応じた、より効果的な人権教育を実践するために教職員や保育士の指導力の向上が求められます。今後も、子どもたちが人権について自ら考え、正しい判断ができるよう、学校、家庭、地域が連携しながら人権教育を推進する必要があります。

■ 人権侵害への認識を深めるために求められる人権教育・人権啓発の方法(再掲)



施策1 教育活動を通じた人権尊重意識の醸成

取り組み	主な担当課
● 学校教育において、人権の尊重、家庭や家族における男女平等、男女共同参画についての指導を充実させます。	教育課
● 八百津町教育夢プラン「人道プラン」に基づいた教育を実践します。	教育課
● 杉原千畝氏の人道精神を受け継ぎ、思いやりのある人づくりに取り組みます。	教育課
● 就学前教育において、人権尊重精神の基礎を築く取り組みを推進します。	教育課 健康福祉課
● スポーツ少年団等の課外活動を通して、子どもたちの健康な身体を育成し、協調性や自律心の形成に努めます。	教育課
● 地域活動やボランティア活動等の機会を提供し、子どもたちのボランティア精神や社会性を育むとともに、人権尊重の意識を醸成します。	教育課

施策2 安心して学習できる環境の充実

取り組み	主な担当課
● 子どもが学校で安心して学習することができるよう、人権に配慮した教育及び指導を行います。	教育課
● 児童や生徒に対する相談支援体制を整備します。	教育課
● 家庭・地域・行政が連携を強化し、保育園や学校での人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。	教育課 健康福祉課

施策3 教職員・保育士等の資質の向上

取り組み	主な担当課
● 人権に対する正しい認識と意識を持った教職員や保育士を育成するため、研修等の機会の充実を図ります。	教育課 健康福祉課
● 教職員や保育士に対し、人権に関する情報提供を行います。	教育課 健康福祉課
● 教職員や保育士が人権について話し合う場を設け、人権教育に関する指導力の向上を図ります。	教育課 健康福祉課

3 職場における人権教育・啓発

● 現状・課題

企業等事業所は、雇用を創出しており、社会に豊かさと活力を生み出すうえで、大きな役割を果たしています。また、地域社会を構成する一員として、豊かな社会づくりに貢献する責任を担っています。一方で、公正な人事採用、障がいのある人の法定雇用、男女間や雇用形態による賃金・配置・昇進の格差、職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のいやがらせ、長時間労働による過労死等、様々な人権問題が山積しています。

わが国では、1986年（昭和61年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行され、男女の均等な機会や待遇の確保について取り組みが進められました。近年では、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行、2016年（平成28年）に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正等、誰もが働きやすい職場環境の整備が進められています。

また、行政が、町民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発や、人権に配慮したサービスを提供を行うためには、職員一人ひとりが人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身につけるとともに、人権尊重の視点に立って職務を遂行する必要があります。そのため、本町では町職員の人権に関する研修や講演会への参加促進等、学習機会の充実を図っています。今後も、町職員の人権意識の高揚を図るとともに、企業等事業所における人権教育・啓発の推進に向けて、官民が協働し取り組む必要があります。

施策 1 行政における人権教育・啓発の充実

取り組み	主な担当課
● 町職員を対象とした人権に関する研修を実施します。	総務課 秘書室
● 町職員を対象に、県が実施する人権に関する研修や講演会等への参加を促進します。	総務課
● 個人情報保護に対する町職員の意識啓発を図ります。	総務課

施策 2 企業等への人権教育・啓発

取り組み	主な担当課
● 「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等、労働関係法の周知に取り組みます。	地域振興課
● 企業等事業所に対して、ホームページ、パンフレット等を通して、人権に関する正しい理解の普及と啓発を図ります。	総務課 地域振興課
● 企業等事業所におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に努めます。	総務課 地域振興課
● 企業等事業所を対象に、人権に関する講演会や研修等の実施を推進します。	総務課 地域振興課

第4章 分野別課題における人権施策の推進

1 女性

● 現状・課題

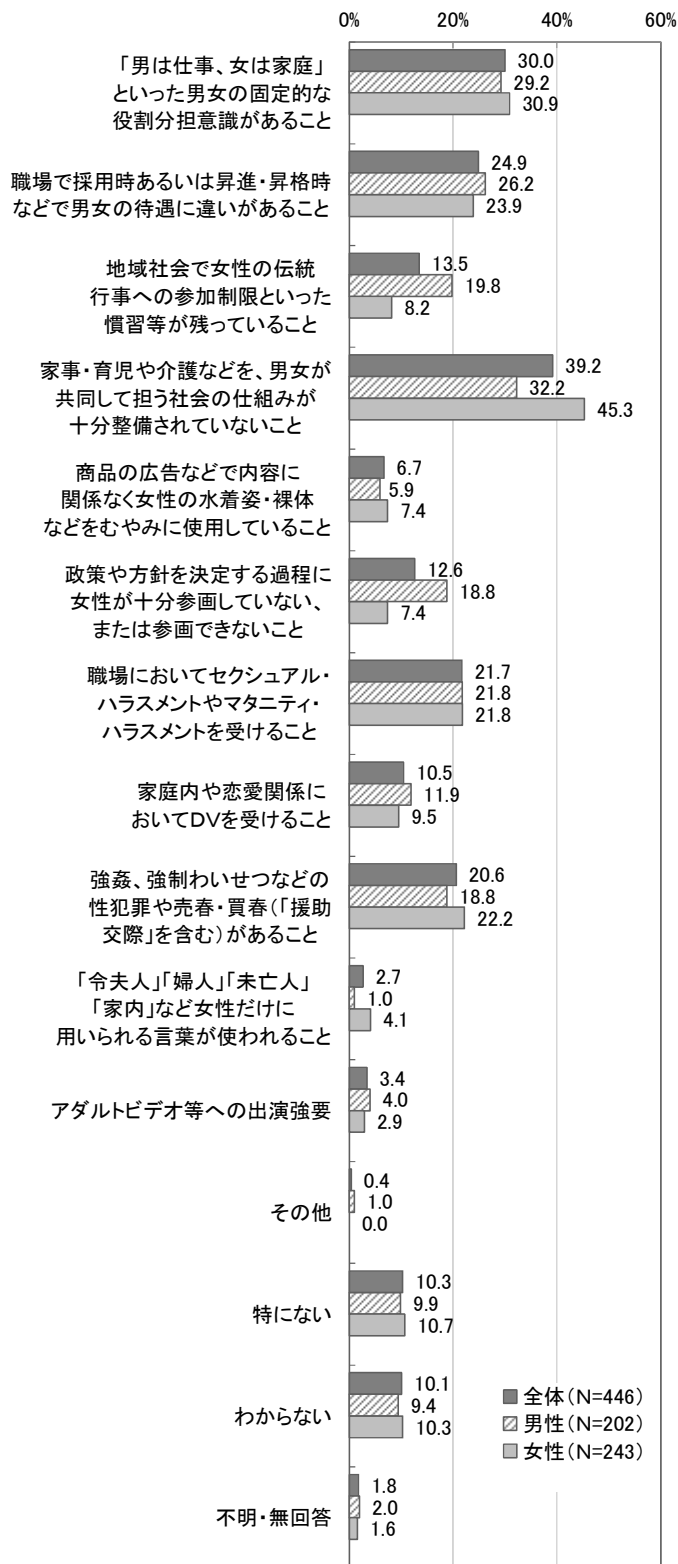
人は性別に関わりなく、人として尊重され人間らしく生きる権利を持っています。しかし、人類の歴史の中で、女性は男性に比べて不利な立場におかれることが多くありました。今日、女性の地位はかなり向上しましたが、依然として女性の就業環境、家事・育児・介護の負担、セクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメント、DV等、様々な問題があります。

世界では、1975年（昭和50年）に国連が提唱した「国際婦人年」を一つの節目として、その後10年間を「国連婦人の10年」としました。同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、1979年（昭和54年）には「女子差別撤廃条約」が採択され、女性の地位向上等が図られてきました。また、近年では2000年（平成12年）に「女性2000年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されています。

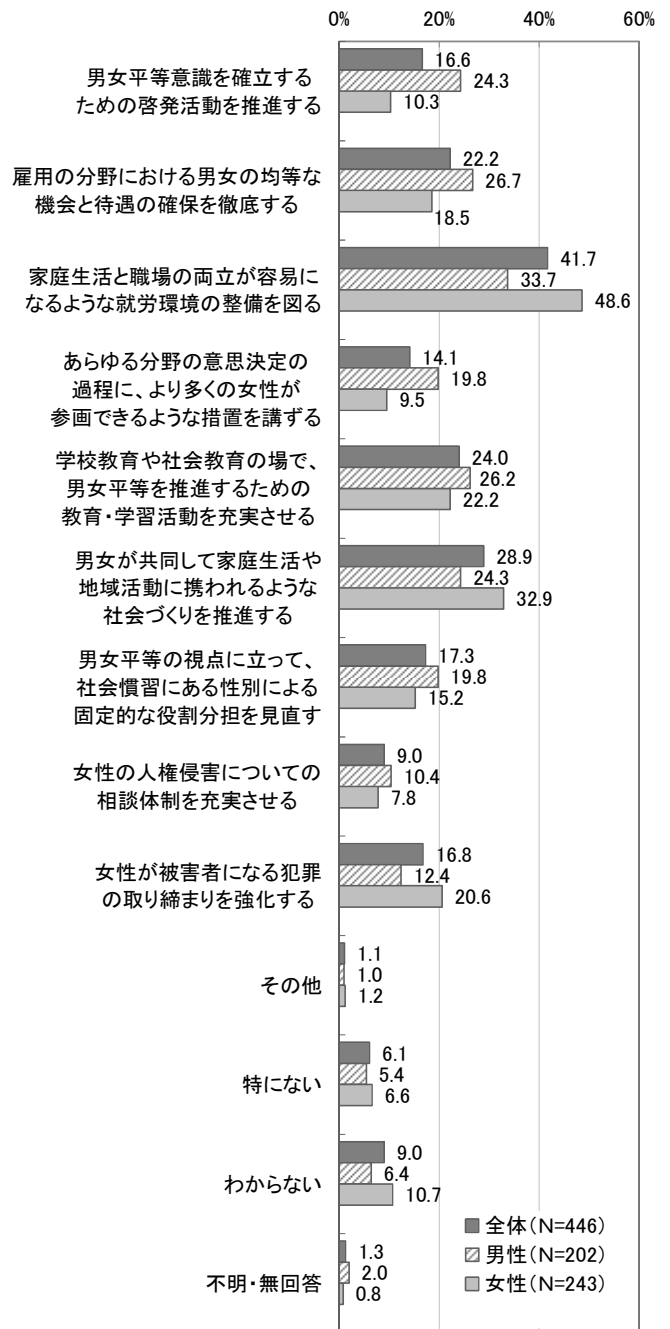
わが国では、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」が批准され、翌年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行されました。1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の確立が目指されました。近年では、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、女性の働く場での活躍推進に向けた取り組みが進められています。また、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が制定され、女性への暴力の根絶に向けた取り組みが展開されています。

本町では、2015年（平成27年）「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画への意識改革を推進するとともに、政策・方針の決定過程や労働・雇用における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。アンケート調査によると、女性に関することで人権上の問題は、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」が39.2%と最も高く、女性の人権を守るために必要なことは、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が41.7%と群を抜いて高くなっています。職場や家庭等、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる意識づくりや、環境づくりが求められます。今後も、男女平等の人権意識の醸成や女性に対する暴力の防止を進めるとともに、女性の社会参加促進や、それを支える子育て支援や介護保険サービスの充実を図ることが求められます。

■女性に関することで人権上の問題



■女性の人権を守るために必要なこと



施策 1 男女共同参画や男女平等の意識づくり

取り組み	主な担当課
● 家庭・地域において男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動を実施します。	総務課 教育課
● 学校教育において、人権の尊重、家庭や家族における男女平等、男女共同参画についての指導を充実します。	総務課 教育課
● 男性や若い世代を対象とした固定的性別役割分担意識を解消するため、広報・啓発活動を推進します。	総務課
● 公共施設等での生涯学習を通して、男女共同参画についての啓発を拡充します。	総務課 教育課
● 地域における固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るため、情報提供や啓発活動を行います。(再掲)	総務課
● 「男女雇用機会均等法」等の法令について、分かりやすい広報等による周知を図ります。	総務課 地域振興課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座を開催し、男性の家事等への参加を促進します。(再掲)	教育課
● 教職員や保育士が男女平等教育を推進できるよう、研修等の機会の充実を図ります。	健康福祉課 教育課

施策 2 女性の社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● 「女性活躍推進法」について、分かりやすい広報等による周知を図ります。	総務課
● 企業等事業所におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に努めます。(再掲)	地域振興課
● 町議会や審議会等への女性の参画拡大に努めます。	総務課 議会事務局
● 女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。	秘書室

施策3 女性への暴力の根絶と被害者支援

取り組み	主な担当課
● DV等の被害者の救済体制及び相談体制の拡充を図ります。	健康福祉課
● DV等の相談に当たる町職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員の研修の充実を図ります。	総務課 健康福祉課
● 若年層を対象としたDV等の予防啓発や、教育・学習の充実を図ります。	教育課
● 「八百津町要保護児童・DV防止対策地域協議会」をはじめ、多様な機関が連携し、DVの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。	健康福祉課

施策4 家庭と仕事の調和の推進

取り組み	主な担当課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座を開催し、男性の家事等への参加を促進します。(再掲)	教育課
● 学校や地域等において、男女が協力して子育てをすることの大切さについての学習機会を提供します。	教育課
● 子育て親子の交流の場の設置、子育てに関する情報提供等を通して、地域の子育てを支援します。	教育課 健康福祉課
● 助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動による高齢者の生活支援の充実により、家族介護の負担軽減を図ります。	健康福祉課

2 子ども

● 現状・課題

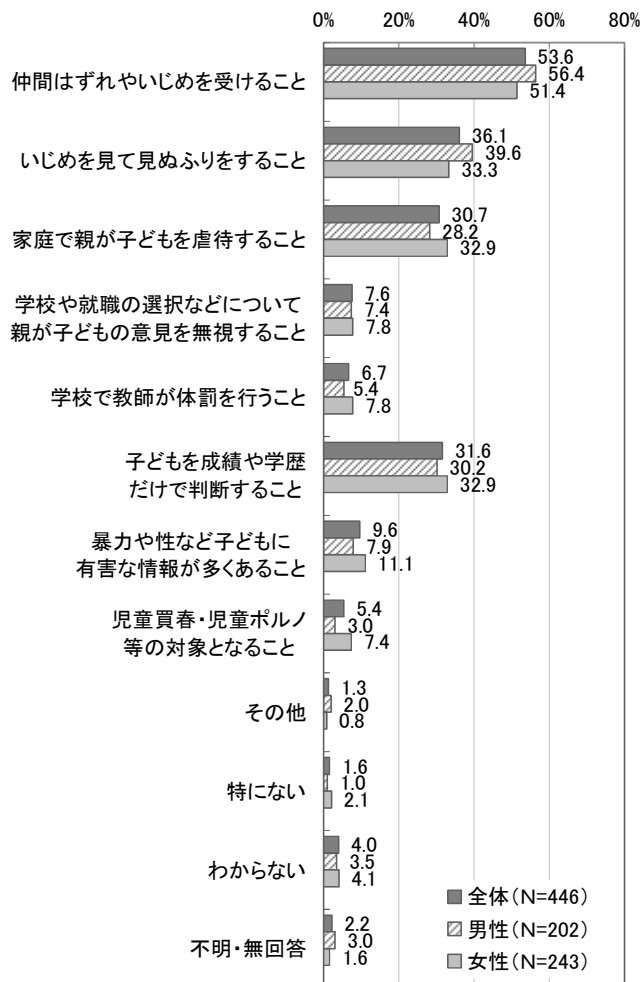
子どもは発達の過程にありますが、一人の人間として、大人と同じように自由と権利を持っています。次代を担うすべての子どもが健やかに個性豊かに育ち、社会の新しい担い手として成長できるよう、地域社会を形成していくことが求められます。しかし、近年は、核家族化や少子化、共働き家庭の増加、家庭や地域の子育て力の低下、インターネットやスマートフォンの普及等、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。こうした中で、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、虐待、子ども自身が犯罪に巻き込まれるなど、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

世界では、1959年（昭和34年）に国連において「児童の権利に関する宣言」が採択され、児童に特別な保護を与えることの必要性が明確にされました。その後も貧困による児童売買や、児童虐待等が報告されていたため、1979年（昭和54年）を「国際児童年」とすることが採択されました。また、1989年（平成元年）には子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択されました。

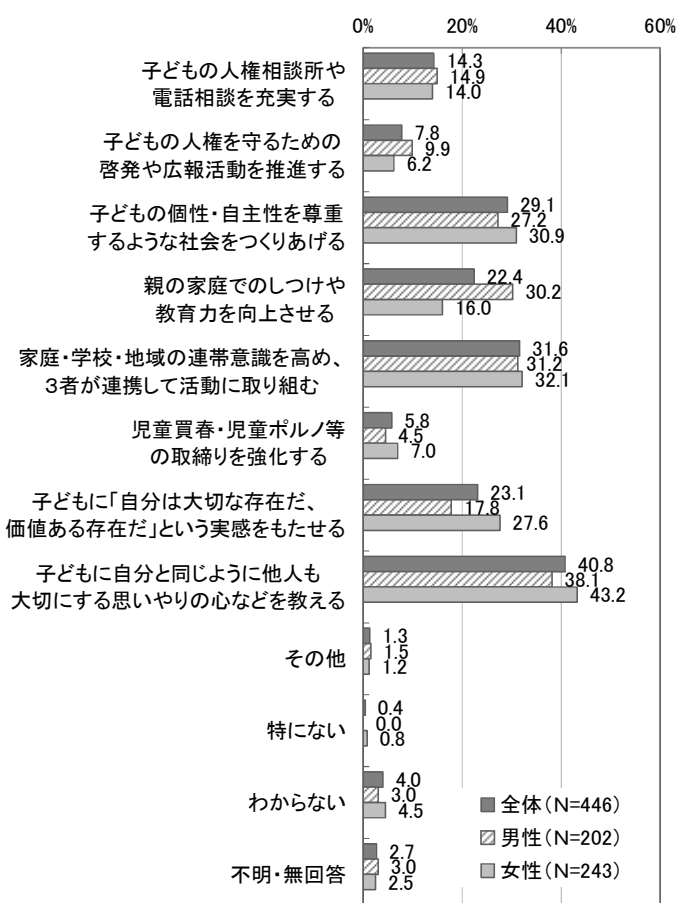
わが国では、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」が施行され、1951年（昭和26年）には「児童憲章」が定められ、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。また、1994年（平成6年）、国連で採択された「子どもの権利条約」に批准し、子どもの最善利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の施行、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行等の法整備が進んでいます。近年では、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法」（いじめ対策法）、2014年（平成26年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が施行され、現在の子どもに関する社会課題への対応が進められています。

本町では、2015年（平成27年）に「子ども子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援等の施策を推進しています。アンケート調査によると、子どもに関することで人権の問題は、「仲間はずれやいじめを受けること」が53.6%と最も高く、次いで「いじめを見て見ぬふりをすること」が36.1%となっており、いじめへの関心が高いことが分かります。また、子どもの人権を守るために必要なことは、「子どもに自分と同じように他人も大切にする思いやりの心などを教える」が40.8%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」が31.6%となっています。行政、企業、学校、地域が、「子どもの育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識を持ち、協働して支援に取り組むことが求められます。

■子どもに関することで人権上の問題



■子どもの人権を守るために必要なこと



施策 1 子どもの人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 青少年育成町民会議と教育課が共催する「青少年を育てる会」において、中・高校生の代表者による「少年の主張大会」を開催します。	教育課
● 広報やホームページ、回覧板等を通して、子どもの人権についての意識啓発を図ります。	教育課
● 子どもの人権に関する講演会等、学びの場の提供を図ります。	健康福祉課
● 「子ども・子育て支援事業計画」の推進・周知を図ります。	健康福祉課
● 「子どもの権利条約」の周知を図ります。	教育課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。(再掲)	教育課

施策2 子どもへの人権教育の推進

取り組み	主な担当課
● 八百津町教育夢プラン「人道プラン」に基づいた教育を推進します。(再掲)	教育課
● 杉原千畝氏の精神を継承するため、小中学校において、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や杉原千畝氏をテーマとした人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行い、人道精神の学びを推進します。	教育課
● 県が人権週間に設けている「ひびきあいの日」(2018年(平成30年)から「ひびきあい活動」に変更)を通して、人権施策を推進します。	教育課
● 杉原千畝氏の人道精神を受け継ぎ、思いやりのある人づくりに取り組みます。(再掲)	教育課
● 家庭教育力の向上のため、家庭教育学級の開催や「家庭の日(毎月第3日曜)」を活用した啓発活動を推進します。	教育課
● 中・高校生を対象に保育体験を実施し、生命の尊さ、子どもと関わることの楽しさ、大変さを学ぶ機会を提供します。	教育課
● 地域活動やボランティア活動等の機会を提供し、子どもたちのボランティア精神や社会性を育むとともに、人権尊重の意識を醸成します。	教育課

施策3 いじめや不登校への対策の推進

取り組み	主な担当課
● いじめや不登校等の問題に学校全体で取り組み、安全・安心な居場所を子どもに提供します。	教育課
● 不登校の子どもを持つ保護者が気軽に相談できる会を定期的で開催し、交流や相談を行います。	教育課
● 不登校等の学校不適應に対応するため、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。	教育課
● 深刻ないじめの防止を図るため、道徳・人権教育を推進します。	教育課
● 携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関する情報モラル教育を推進します。	教育課
● いじめ等による自殺を未然に防止するため、児童生徒の観察や定期的なアンケートの実施などにより、児童生徒の様子を把握します。	教育課

施策4 虐待などの暴力の根絶と被害者支援

取り組み	主な担当課
● 「八百津町要保護児童・DV防止対策地域協議会」を中核に虐待の防止、早期発見・対応を図るとともに、岐阜県子ども相談センターとの連携を強化します。(再掲)	健康福祉課
● 教職員、保育士、保健師等による子どもの心身状態の観察を行い、虐待の早期発見に努めます。	教育課 健康福祉課
● 民生委員児童委員、主任児童委員と地域住民の連携を強化し、虐待の早期発見に努めます。	健康福祉課
● 特別な支援を要する子どもやその保護者の確実な把握を図り、必要に応じて養育支援訪問等を実施します。	健康福祉課

施策5 子育て支援体制の充実

取り組み	主な担当課
● 認定こども園における幼児期の教育・保育の充実、3歳未満児の保育ニーズへの対応を促進します。	健康福祉課
● 一時預かりや放課後児童クラブ等、多様な託児サービスの提供体制を整備します。	健康福祉課
● 子育て支援センターの機能の充実を図り、子育て相談・情報提供等、子育て中の保護者への支援活動を行います。	健康福祉課

3 高齢者

● 現状・課題

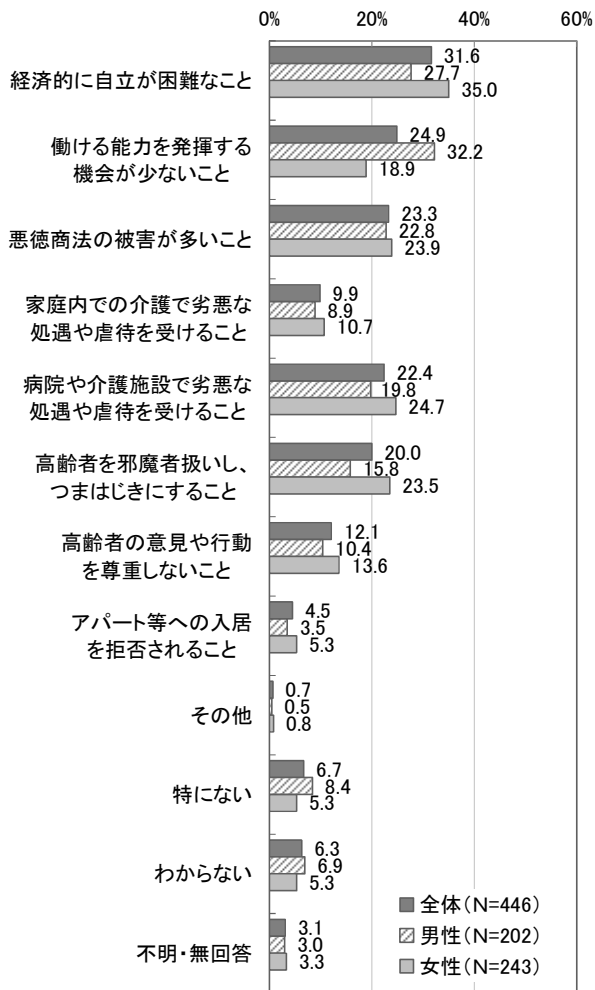
わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、これまでに経験したことのない長寿・高齢社会を迎えています。今後も高齢化が進み、介護を要する高齢者や認知症高齢者の急速な増加が予想されています。それに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、家族等による高齢者の財産等の無断処分など、高齢者の人権を侵害する問題が起こっています。

国連では、1982 年（昭和 57 年）に「高齢化に関するウィーン国際行動計画」が採択されました。1991 年（平成 3 年）には「高齢者のための国連原則」が採択され、高齢者の地位について普遍的な基準が設定されています。1992 年（平成 4 年）には、国連総会において、1999 年（平成 11 年）を「国際高齢者年」とする決議がされ、高齢者の独立や社会参加、保護等に関する取り組みを進めることとされています。

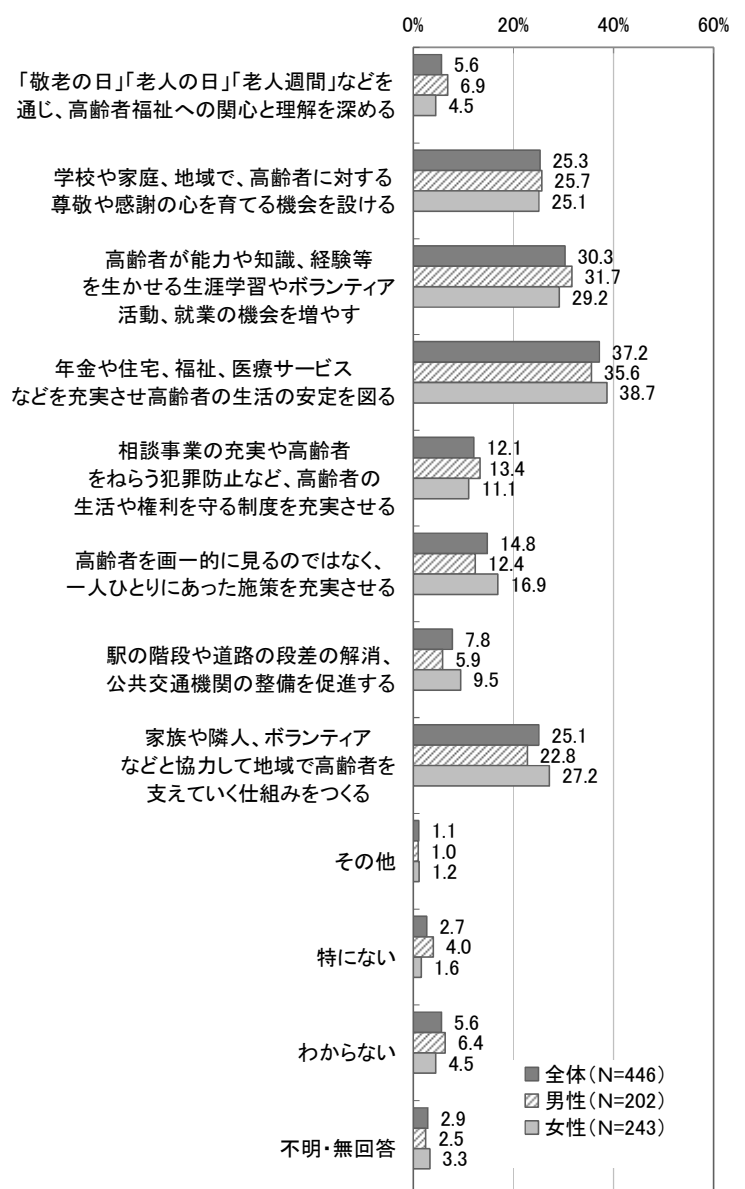
わが国では、介護保険制度が 2000 年（平成 12 年）から開始されました。高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、2006 年（平成 18 年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

本町では、3 年ごとに「介護保険事業計画・老人福祉計画」の策定、見直しを行っており、介護保険制度や高齢者の状況を踏まえた介護保険施策、高齢者福祉施策を推進しています。また、アンケート調査によると、高齢者に関することで人権上問題なことは、「経済的に自立が困難なこと」が 31.6%と最も高く、次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が 24.9%となっています。高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ高齢者の生活の安定を図る」が 37.2%と最も高く、次いで「高齢者が能力や知識、経験等を活かせる生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」が 30.3%となっています。今後も、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の人権に対する意識を啓発するとともに、経済的な自立への支援や生活サービスの充実が求められます。

■高齢者に関することで人権上の問題



■高齢者の人権を守るために必要なこと



施策 1 高齢者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。(再掲)	教育課
● 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、温かく見守りながら、できる範囲で手助けする認知症サポーターを養成します。	健康福祉課
● 学校において高齢者を尊重する福祉教育を推進します。	教育課
● ボランティア活動等を通して、高齢者と子どもの交流を図ります。	教育課
● 広報やホームページ、パンフレット等を通して高齢者の人権についての意識啓発を図ります。	健康福祉課

施策 2 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

取り組み	主な担当課
● 「八百津町見守りネットワーク事業」において、町内で営業する事業所等と見守りに関する協定を結び、高齢者虐待の早期発見につなげます。	健康福祉課
● 地域の見守りネットワークによる高齢者虐待の早期発見や、支援の必要な高齢者の把握に努めます。	健康福祉課
● 「高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、虐待の早期発見と地域包括支援センターへの情報提供体制づくり、関係機関との連携の強化を図ります。	健康福祉課
● 判断能力が十分でない認知症高齢者に対して成年後見制度、任意後見制度等を周知し、利用を促進します。	健康福祉課
● 判断能力が十分でない認知症高齢者が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
● 高齢者を介護する家族等を支援するため、家族同士の交流会の実施や、寝たきりの高齢者世帯への日常生活用具給付等を行います。	健康福祉課

施策3 高齢者の社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● 高齢者が自己の労働能力を活かし、生きがいを持って生活できるよう、シルバー人材センターを通じた就労支援を行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
● 老人クラブ、ふれあいいきいきサロン等、高齢者同士の交流の機会を提供し、参加を促進します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
● 健康な体と豊かな心を育むため、公民館講座や総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ 802」等、生涯学習・生涯スポーツへの高齢者の参加を促進します。	教育課
● 町内の道路や公共施設、民間施設のバリアフリー化を促進し、高齢者にやさしい環境整備を推進します。	建設課 健康福祉課
● 訪問型サービスD（移動支援）、福祉用具の貸与、移送サービス「福祉有償運送」等、高齢者に対する移動支援の充実を図ります。	健康福祉課

施策4 高齢者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

取り組み	主な担当課
● 地域包括支援センターにおける高齢者総合相談の窓口機能を強化します。	健康福祉課
● 各地区を対象に、1か月に2か所ずつ巡回相談会を実施します。	健康福祉課
● 地域包括支援センターや県等の関係機関との連携を強化し、様々な相談に応じられる相談支援体制のネットワークを構築します。	健康福祉課
● 広報やケーブルテレビを通して高齢者に必要な情報を提供します。	総務課
● 高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防災体制を強化するとともに、防犯対策を推進します。	総務課
● 介護保険サービスや地域支援事業等の利用を促進します。	健康福祉課
● 町営住宅のバリアフリー化、住宅改修費の支給、養護老人ホームの適正利用等を推進し、高齢者が生活しやすい住環境を整備します。	建設課 健康福祉課

4 障がい者

● 現状・課題

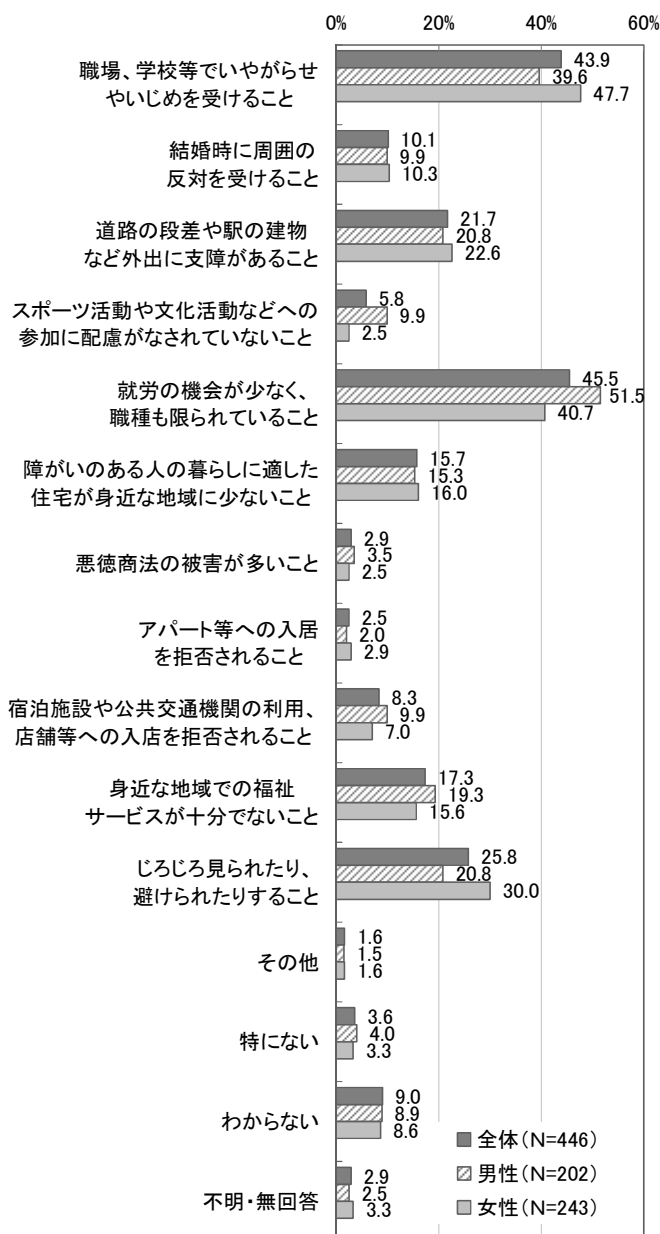
障がい者は社会に存在する様々な物理的・社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、家族等による介助がなければ生活が成り立たない人も多く、家族等の負担や不安の大きさが問題となっています。障がいのある、なしに関わらず、すべての人に住みよいノーマライゼーション社会の理念はわが国においても徐々に普及してきていますが、一方で、偏見や差別も依然としてみられ、こうした考えによる事件も引き起こされているため、障がいに対する適切な理解の促進が大切となります。

国連では1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」という理念にのっとり、障がいのある人に対する社会の取り組みは大きく前進しました。翌年には「障害者に関する世界行動計画」を定め、1983年（昭和58年）からの10年間を「国連・障害者の10年」と宣言しました。また、2006年（平成18年）には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、様々な分野で障がいのある人の権利を保障するための取り組みを締約国に求めています。

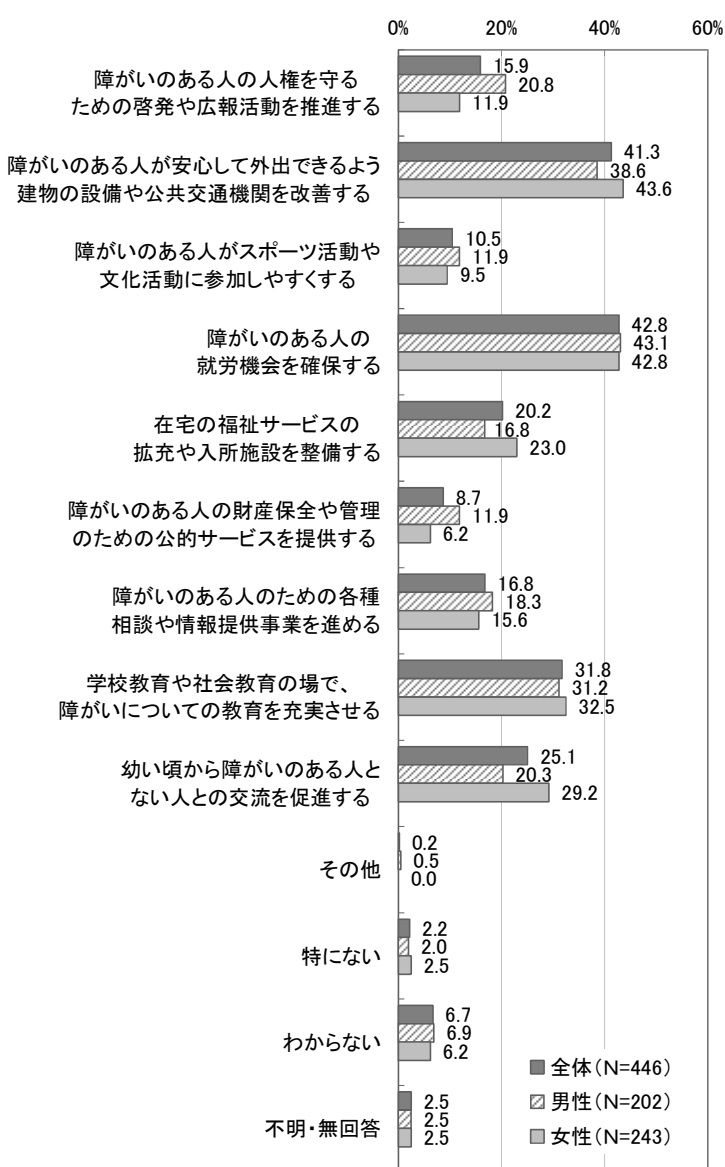
わが国では、1993年（平成5年）に施行された「障害者基本法」において、すべての障害者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが基本理念としてうたわれています。2004年（平成16年）の改正では、障害を理由とする差別禁止の理念が明記され、2011年（平成23年）の改正では、障害のある人と他者が共生することができる社会の実現が新たに規定されるなど、「障害者権利条約」の理念を踏まえた改正が行われ、2014年（平成26年）に「障害者権利条約」が批准されました。また、2012年（平成24年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2013年（平成25年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、2016年（平成28年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるなど、障がい者施策に関する法整備が進められています。

本町では、「障がい者福祉計画」の策定・見直しを行っており、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。アンケート調査によると、障がいのある人に関することで人権上の問題は、「就労の機会が少なく、職種も限られていること」が45.5%と最も高く、次いで「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」が43.9%となっています。障がいのある人の人権を守るために必要なことは、「障がいのある人の就労機会を確保する」が42.8%と最も高く、次いで「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」が41.3%となっています。障がい者が地域で安心して生きがいを持って暮らせる社会を築くためには、障がいへの理解を促進するとともに、就労支援や生活支援、相談体制、情報提供の充実が必要となっています。

■障がいのある人に関することで人権上の問題



■障がいのある人の人権を守るために必要なこと



施策 1 障がい者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 町や社会福祉協議会の広報、ホームページ等で、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発活動を行います。	健康福祉課
● 町産業祭や障がい者週間等、様々な機会を通して、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発活動を行います。	健康福祉課
● 教職員、児童・生徒、保護者を含め学校全体で障がい者理解の促進に取り組みます。	●●課
● 障がいや障がい者への理解を深め、助けあいの心を育むため、福祉教育プログラムの充実や学校間の情報交換を図ります。	教育課
● 障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育等の障害者権利条約の基本的な考え方について周知を図ります	●●課
● 社会福祉協議会にあるボランティアセンターを中心に、障がい者の支援を行うボランティア活動を支援します。	健康福祉課
● 公民館活動や老人クラブ、地域活動等を通して、障がい者との交流を促進します。	教育課 健康福祉課

施策 2 障がい者の権利擁護・虐待防止の推進

取り組み	主な担当課
● 町や社会福祉協議会の広報、パンフレット等を活用し、障がい者の虐待を防止するための周知・啓発を図ります。	総務課
● 障がい者の虐待を防止するため、相談・情報提供体制を充実します。	健康福祉課
● 障がい者虐待防止センターを中心に、早期に対応できる体制の構築、窓口職員の研修、事例の調査研究等、虐待防止に関する施策を行います。	健康福祉課
● 成年後見制度等の権利擁護に関わる体制を整備します。	健康福祉課
● 地域包括支援センターと連携し、権利擁護についての相談支援や関係機関との調整等、体制の整備を図ります。	健康福祉課
● パンフレット等の広報媒体を活用し、成年後見制度を周知します。	健康福祉課

施策3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● ひまわりの丘障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の労働関係機関と連携し、障がい者の就労支援を図ります。	健康福祉課
● 障がい者の社会参加を促進するため、生涯学習やスポーツ、レクリエーション、文化活動を推進します。	教育課
● 障がいがあっても暮らしやすい生活環境を整備するため、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する啓発活動を行います。	健康福祉課
● 屋外での移動が困難な障がい者が外出する際に、付き添いや移動等の支援を実施するとともに、サービスの周知と利用促進を図ります。	健康福祉課
● 聴覚や音声・言語機能等の障がいのある人に、手話通訳や要約筆記の派遣等、コミュニケーション支援を行います。	健康福祉課

施策4 相談体制や情報提供体制の充実

取り組み	主な担当課
● 身体・精神・療育の専門職（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等）による相談を実施します。	健康福祉課
● 必要に応じて個別支援会議を設置し、個別事案について関係機関と連携を密にし、充実した支援体制を整備します。	健康福祉課
● 町内外の各種相談機関や民生児童委員、身体・知的障がい者相談員、相談支援専門員等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
● 子育て支援センターや各保育園、親子教室、保健センター等で、子育てや発達についての相談支援を行います。	健康福祉課
● 適切な障がい福祉サービスの利用につながる情報提供の充実を図ります。	健康福祉課

施策5 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

取り組み	主な担当課
● 適切な障がい福祉サービスの利用と、質の高いサービスの提供を図ります。	健康福祉課
● 障がい者が地域で安心して生活できるよう、防災知識の普及・啓発や災害時支援体制の構築、防犯に関する情報提供等、防犯・防災対策を推進します。	防災安全室 健康福祉課
● 介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業のように、地域住民の支援の輪を広げ、高齢者だけでなく障がい者への見守りや生活支援のための体制整備を検討します。	健康福祉課

5 同和問題

● 現状・課題

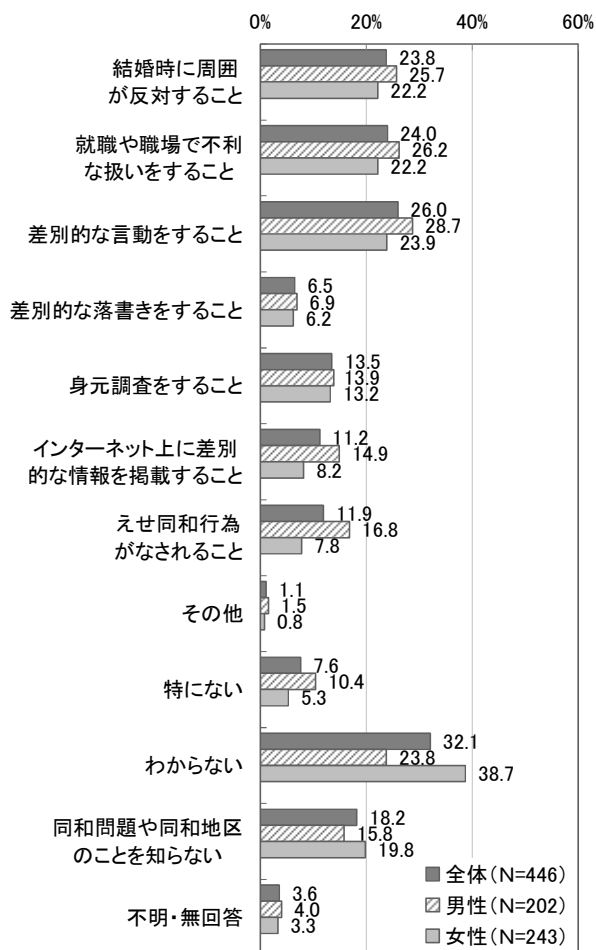
わが国固有の問題である部落差別は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別です。同和地区（被差別部落）の出身であること等を理由に、現在でも、日常生活や結婚、就職等、様々な場面で差別を受け、基本的人権を侵害される事例がみられます。

わが国では、1965 年（昭和 40 年）に提出された同和対策審議会答申において、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識がなされました。1969 年（昭和 44 年）には「同和対策事業特別措置法」（同対法）が施行され、同和対策事業や地域改善対策として事業が推進されました。

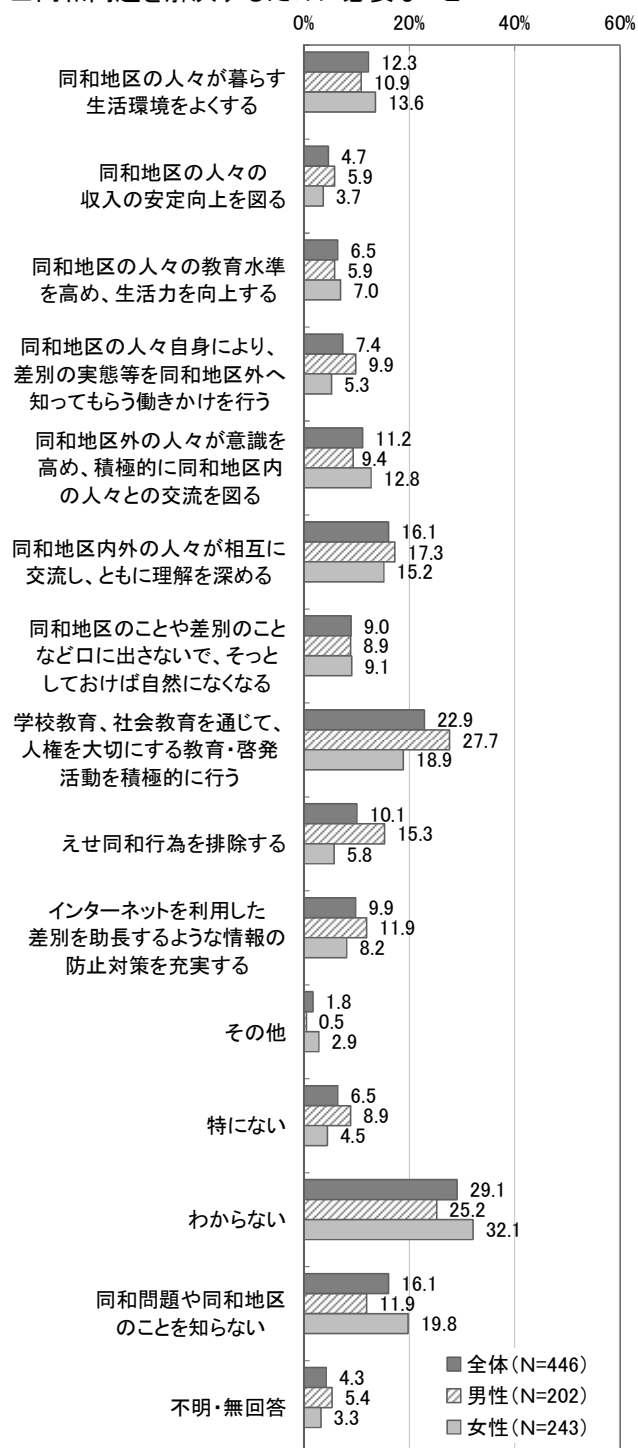
しかし、情報化が進む中でインターネット上での部落差別が生じるなど、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、2016 年（平成 28 年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進することとしています。

本町では、同和問題に対する正しい知識の普及と理解促進を図るとともに、相談支援や情報提供を進めています。アンケート調査によると、同和問題で実際に起きていると思う問題は、「わからない」が 32.1%と最も高く、次いで「差別的な言動をすること」が 26.0%となっています。同和問題を解決するために必要なことは、「わからない」が 29.1%と最も高く、次いで「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」が 22.9%となっています。「わからない」という回答が他の設問に比べて多く、同和問題自体への理解や関心が低いことが考えられます。今後も継続的に、同和問題に対する認識を高める教育や啓発活動の充実を図る必要があります。

■ 同和問題で実際に起きていると思う問題



■ 同和問題を解決するために必要なこと



施策 1 同和問題についての教育・啓発

取り組み	主な担当課
● 「部落差別解消法」について、ホームページ等を通じて周知します。	総務課
● 広報やパンフレット、ホームページ等を通じて、同和問題について周知・啓発します。	総務課
● 同和問題に対する理解を促進するため、講演会の実施や「人権週間」を通じた周知を行います。	総務課
● 研修等を通じて、町職員への同和問題に対する意識啓発を図ります。	総務課
● 県が人権週間に設けている「ひびきあいの日」（2018 年（平成 30 年）から「ひびきあい活動」に変更）を通して、同和問題の周知啓発を図ります。	総務課
● 学校教育の中で、同和問題の正しい知識の取得と理解の促進を図ります。	教育課

施策 2 相談体制の充実

取り組み	主な担当課
● 人権擁護委員による相談支援を行います。	総務課
● 法務局や県と連携を強化し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。	総務課
● 同和問題を理由とする結婚・就職での差別、インターネット上での差別に対する相談支援や情報提供を行います。	総務課

施策 3 えせ同和行為の根絶

取り組み	主な担当課
● 広報やパンフレット等を通じて、えせ同和行為や同和問題への正しい理解の促進を図ります。	総務課
● えせ同和行為発生時の相談や支援の充実を図ります。	総務課

6 外国人

● 現状・課題

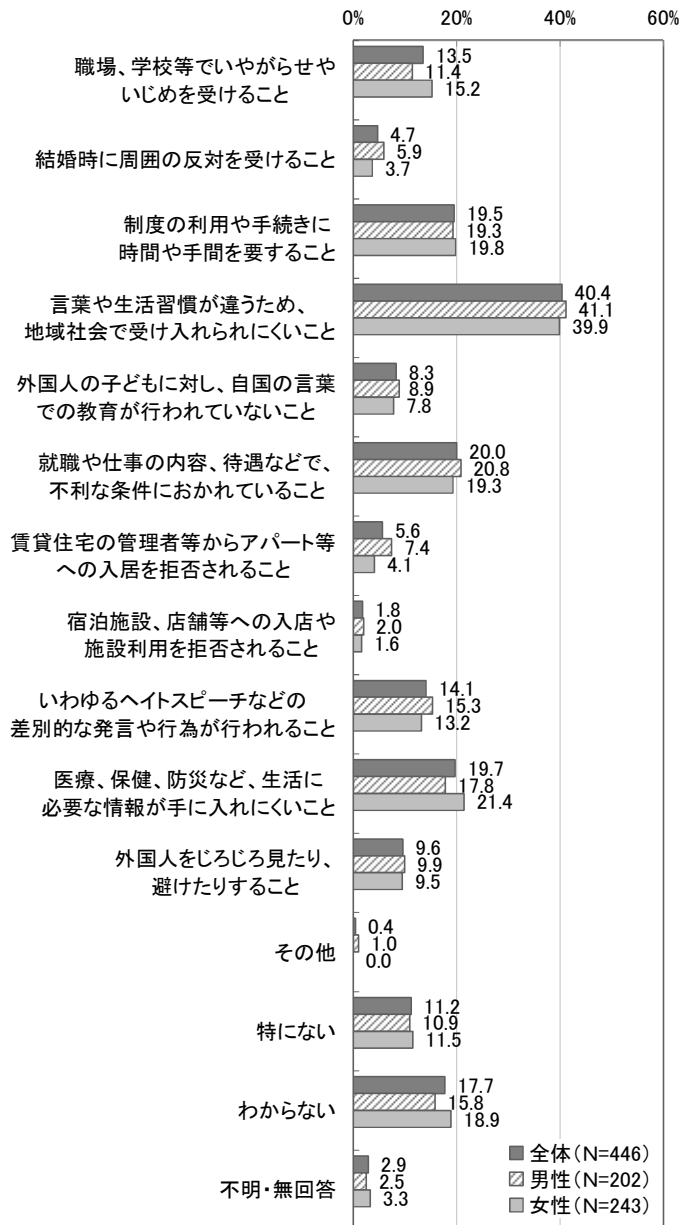
国際化が進展する中、訪日する外国人や日本で生活する外国人は増加傾向にあります。地域において外国人と接する機会が増えていますが、言語、宗教、文化、習慣等の違いから外国人に対する様々な人権問題が生じています。また、言語の違いにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないという生活上の問題も指摘されています。

世界では、国連において 1948 年（昭和 23 年）に基本的人権尊重の原則を定め、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった「世界人権宣言」が採択されました。また、1963 年（昭和 38 年）に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、1965 年（昭和 40 年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が採択され、締約国は人種差別の防止とそのため措置を取ることが義務づけられました。

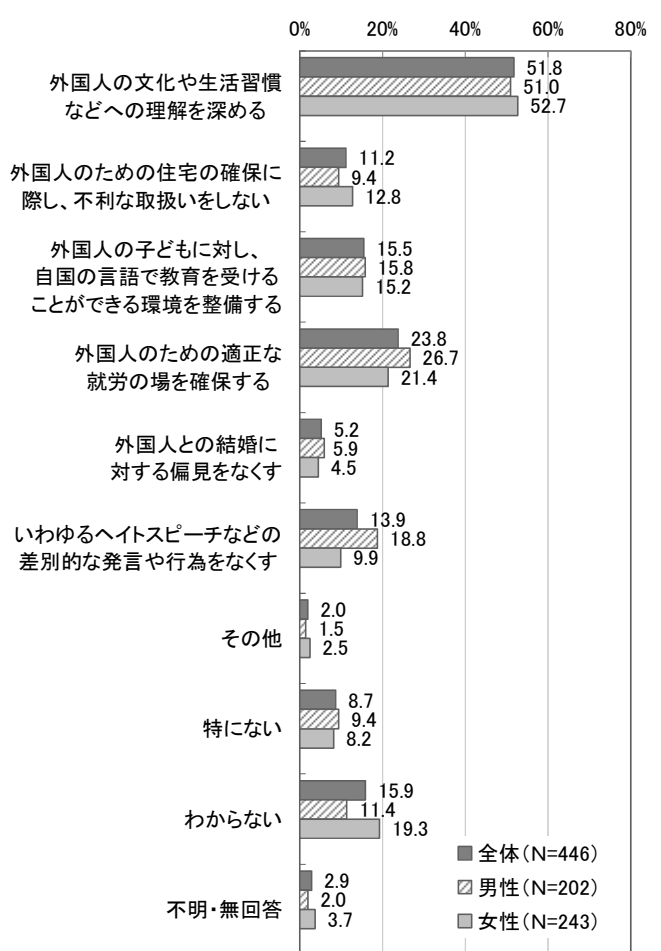
わが国では、1995 年（平成 7 年）に「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取り組みを進めています。また、2016 年（平成 28 年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを解消するため、国が相談体制の整備や教育、啓発活動の充実に取り組むことを責務と定め、地方自治体にも同様の対策に努めるよう求めています。

本町の外国人住民数は、2019 年（平成 31 年）1 月 1 日現在で 127 人となっています。アンケート調査によると、外国人が地域で生活するうえで人権上の問題は、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が 40.4%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること」が 20.0%となっています。また、外国人の人権を守るために必要なことは、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が 51.8%と最も高く、次いで「外国人のための適正な就労の場を確保する」が 23.8%となっています。今後も、異文化理解や多文化共生の重要性について認識を高めることや、外国人の訪問者に対して人道精神を伝えることが求められます。

■外国人が地域で生活するうえで人権上の問題



■外国人の人権を守るために必要なこと



施策1 国際理解や外国人の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 広報やパンフレット、ホームページ等で、外国人の人権についての周知・啓発を行います。	総務課
● 異文化や外国人に対する理解を促進するため、講演会の実施や「人権週間」を通じた周知を行います。	総務課
● 学校において、国際理解に関する教育を推進します。	教育課
● 中学生の海外派遣事業、高校生の海外留学助成事業を実施します。	教育課
● 異文化交流サークルによる外国人観光客へのおもてなし交流体験を通して、まちの文化や魅力、思いやりの心を発信します。	タウンプロモーション室
● 外国語コミュニケーションツールを活用し、外国語を話すことができない町民でも気軽にコミュニケーションがとれる体制づくりを推進します。	タウンプロモーション室
● 生涯学習やボランティア活動を通じた国際理解教育や異文化交流を推進します。	教育課 タウンプロモーション室
● 外国人観光客に対して、多言語で杉原千畝氏の功績について発信します。	地域振興課

施策2 外国人が安心して暮らせるまちづくり

取り組み	主な担当課
● 広報やホームページ、パンフレット等の多言語化の充実を図ります。	総務課 タウンプロモーション室
● 外国語による住民サービス等の情報提供を行います。	総務課

7 感染症患者

● 現状・課題

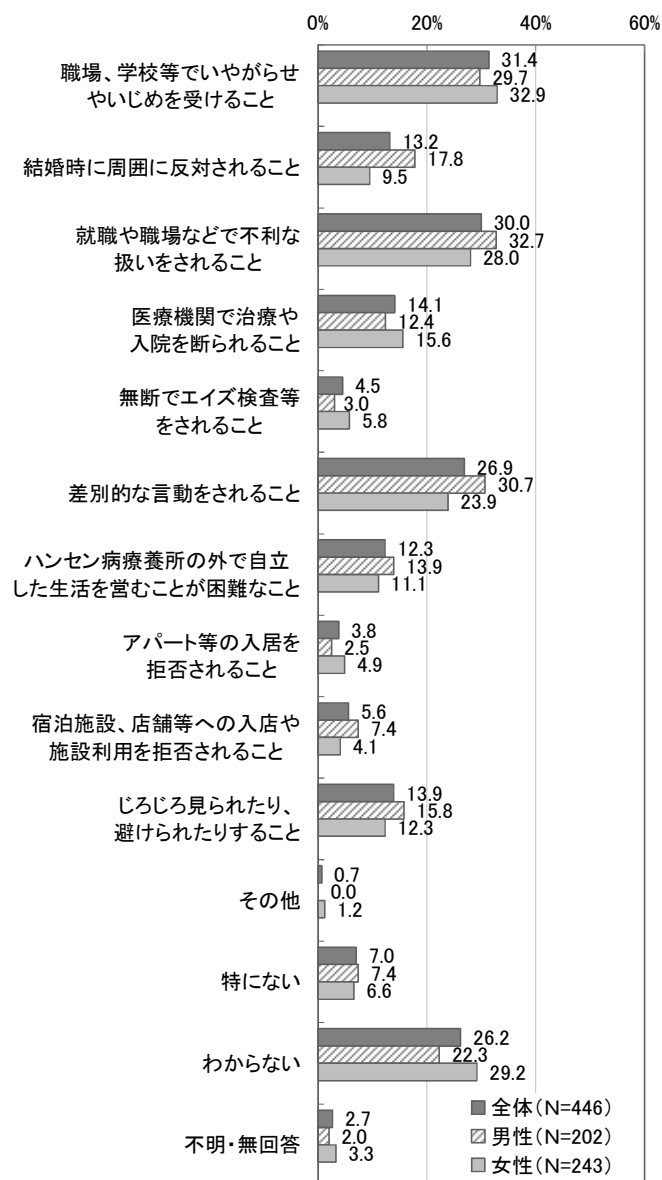
わが国では、現代においても、様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとは言えません。医学的にみて不正確な知識や思い込みにより、感染症患者及びその家族への差別や偏見が根強く残っています。また、今後も、新型インフルエンザ等の新たな感染症によって、差別や偏見が生じる恐れがあります。

ハンセン病は、らい菌による感染症です。現在では、治療方法も確立され、適切な治療により後遺症もなく治癒します。しかし、1996年（平成8年）に国が「らい予防法」を廃止するまでは、強制隔離政策が続けられ、戦前からの誤った知識による差別や偏見が存在しました。2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を施行し、ハンセン病患者に対する福祉の増進や名誉回復に向けた取り組みが進められています。

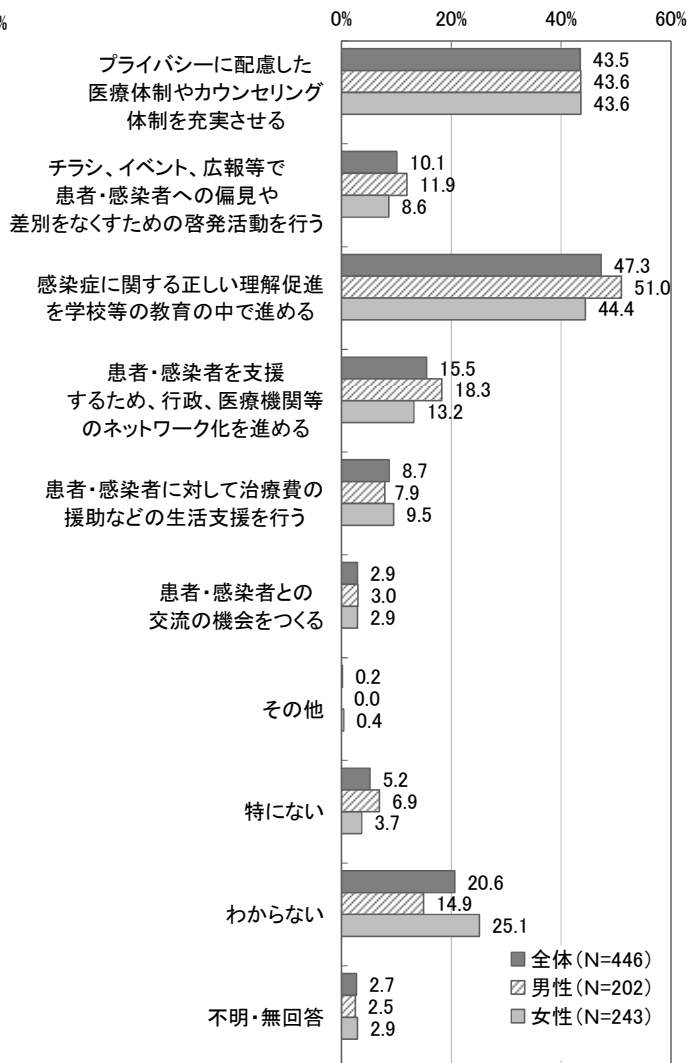
HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患です。感染経路が限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、新しい治療薬の開発によって、エイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能となりました。わが国では、1989年（平成元年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ予防法）が制定されました。しかし、「治療よりも管理を優先している」との批判を受け、1998年（平成10年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が制定されました。また「感染症法」では、HIV感染者だけでなく、ハンセン病患者を含めた感染症患者の人権を尊重し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療について、総合的に施策を推進することを目的としています。

本町では、感染症についての正しい理解を促進し、感染症患者が安心して暮らせる体制の整備を進めています。アンケート調査によると、感染症患者が地域で生活するうえで人権上の問題は、「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」が31.4%と最も高く、次いで「就職や職場などで不利な扱いをされること」が30.0%となっています。感染症患者の人権を守るために必要なことは、「感染症に関する正しい理解促進を学校等の教育の中で進める」が47.3%と最も高く、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」が43.5%となっています。感染症等についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等が安心して医療を受けることができる医療環境の整備が必要となっています。

■ 感染症患者在地域で生活するうえで人権上の問題



■ 感染症患者の人権を守るために必要なこと



施策 1 感染症についての正しい理解促進

取り組み	主な担当課
● 広報紙やパンフレット、ホームページ等で、感染症についての周知・啓発を行います。	総務課
● 「ハンセン病を正しく理解する週間」「世界エイズデー」の周知・啓発を行います。	健康福祉課

施策 2 感染症患者在安心して暮らせる体制整備

取り組み	主な担当課
● 人権やプライバシーや個人情報に配慮した相談支援を行います。	健康福祉課
● 感染症患者の就労等に関する情報提供や相談支援を行います。	健康福祉課
● 感染症患者に対する救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	健康福祉課

8 その他の人権

現在の日本社会には、先に取り上げた重要課題以外にも、様々な人権問題があります。また、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が生じる可能性があります。国や県の動向を把握し、関係機関と連携しながら柔軟に対応していく必要があります。

【インターネットによる人権侵害】

急速な情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが気軽に情報の発信・収集ができるようになりました。一方で、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人を誹謗・中傷する書き込みや差別を助長する表現、個人情報の無断掲示等、人権にかかわる様々な問題が起きています。近年は、特にSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用が多様な分野で進んでおり、大人だけではなく子どもにも人権問題が拡大し、SNSが子どものいじめの温床となるなど、SNSを介した子どもの性的被害も増加しています。

わが国は、2002年（平成14年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、人権侵害が起きた際の取り締まりを進めています。2009年（平成21年）に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が2018年（平成30年）に改正され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務づけが強化されました。また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける、いわゆる「リベンジポルノ」の被害が発生しています。こうした実情を鑑み、2014年（平成26年）「リベンジポルノ被害防止法」が施行されました。

町民一人ひとりがインターネットを利用するうえで、利便性と危険性を理解する啓発活動を進めるとともに、インターネットによる人権侵害が起こった際の適切な対応体制を整備する必要があります。また、早い時期からインターネットに対する正しい知識や対応を身につけるため、学校教育を通じてインターネットの正しい利用方法や情報モラルについての学習機会を提供することが求められます。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別や偏見は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰することは極めて厳しい状況です。刑を終えて出所した人が、社会の一員として生活を営めるようになるには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会等、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するため、啓発活動を推進する必要があります。

【犯罪被害者やその家族】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉棄損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等、二次的な被害を受けることが問題となっています。

わが国では、2004 年（平成 16 年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、地方公共団体においては、相談体制の整備等が求められています。また、2016 年（平成 28 年）に策定された「第 3 次犯罪被害者等基本計画」では、損害回復・経済的支援等への取り組み、精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み等の重点課題を挙げています。

本町では、犯罪被害者が受けた被害の回復や軽減を図るため、平成 30 年 10 月に「八百津町犯罪被害者等支援条例」を公布し、被害者の支援を行う施策を実施しています。

犯罪被害者やその家族に寄り添った相談等を行い関係機関につなげることで、本人やその家族の負担を減らし、平穩な日常生活を取り戻せるよう支援することが求められます。また、「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」等、専門機関を周知するとともに、協力・連携によって被害の拡大をくいとめることが大切です。

【性的指向・性自認を理由とする人権問題】

性のあり方は、身体又は遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、及び性自認（自分の性に対する感じ方）による様々な組み合わせがあり、また、それぞれについて様々なあり方が存在することから、非常に多様となっています。しかし、性のあり方への正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲の人に打ち明けることができなかつたりするなど、社会生活がしづらい現状がみられます。

世界では、2011 年（平成 23 年）、国連総会で初めて性的指向と性同一性に関する国連決議が採択されました。わが国では 2004 年（平成 16 年）に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、戸籍上の性別の変更が部分的に認められました。また、2008 年（平成 20 年）に法律の一部が改正され、性別変更の条件が緩和されました。

本町では、印鑑登録証明書や性別欄が不要な申請書について、性別欄を廃止するなどの性的少数者に配慮した取り組みを行うとともに、町職員向けの研修を行い、性的指向・性自認に関する正しい理解の普及に努めています。

国や県、先進自治体の取り組み等を参考に、性的指向・性自認に関する人権問題への啓発活動を推進するとともに、相談支援体制の整備を進める必要があります。

【災害に伴う人権問題】

東日本大震災と、それに伴う原子力発電所の事故は、東北地方をはじめ東日本を中心に甚大な被害をもたらし、多くの犠牲者と被災者を出しました。

このような中、避難生活においては、プライバシーの確保や、高齢者・障がい者・子ども・外国人・女性に対する十分な配慮が行き届かないこと等、様々な人権を侵害する課題がみうけられました。また、長期化する避難生活のストレスによる暴力や虐待等の発生や、原子力発電所の事故による放射線の影響で、風評によるいじめやいやがらせ等の被災者を二重に傷つける事態もみられました。

災害対策に人権尊重や男女共同参画の視点を取り入れ、女性や避難行動要支援者等に配慮した避難支援体制を整備することが求められます。

【ホームレス】

不安定な就労等、やむを得ない事情でホームレスとなる人も多い中、ホームレスへの襲撃やいやがらせ、暴行等の非人道的な事件が発生しています。

わが国では、2002 年（平成 14 年）に、時限立法として「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、さらに 2017 年（平成 29 年）に同法が効力を失うことへの対応として、2015 年（平成 27 年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスの自立支援に関する施策を総合的に推進しています。

ホームレスの自立を支援するため、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、きめ細かな支援を行う必要があります。また、個人だけでなく、事業者・学校・地域・住民等、社会全体の課題として捉え、解決していくことが求められます。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、日本列島の先住民族として固有の言語や独自の豊かな文化を築いてきたにも関わらず、近世以降のいわゆる同化政策により、民族としてのアイデンティティを保持することが難しくなっています。また、アイヌの人々に対する理解が不十分であるため、就職や結婚に際しての差別や偏見が依然として存在しています。

わが国では、1997 年（平成 9 年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、2008 年（平成 20 年）には、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。わが国では、これらを踏まえ、アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持できるよう政策を推進しています。

アイヌの人々への差別や偏見の解消に向け、アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について認識を深めるための教育・啓発活動を推進する必要があります。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。2002 年（平成 14 年）の日朝首脳会談では、北朝鮮側が日本人拉致を認め謝罪し、拉致被害者 5 人の帰国が実現しました。しかし、他の被害者については納得のいく説明がなく、政府が認定した拉致被害者の他にも、拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。

わが国は、2006 年（平成 18 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、北朝鮮当局による拉致問題に関する国民の理解を深めるとともに、国際社会と連携して実態の解明を図っています。

問題の解決にあたっては、日本人拉致が重大な人権侵害問題であることを周知し、認識を高めるための啓発に努める必要があります。一方で、拉致問題が在日韓国人・朝鮮人等への差別・偏見を引き起こさないよう、啓発方法を配慮することも求められます。

【人身取引（トラフィッキング）】

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに基本的人権を侵害する深刻な問題です。

わが国では、2009 年（平成 21 年）に策定された「人身取引対策行動計画 2009」に基づいて、人身取引の防止や撲滅、被害者の保護を推進してきました。また、2015 年（平成 26 年）には「人身取引対策行動計画 2014」が策定されました。この計画では、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組むため、関係機関との連携強化等を図り、人身取引の根絶を目指すこととしています。

重大な人権侵害である人身取引についての認識を高めるとともに、被害者からの訴えや相談に適切に対応できるよう関係機関等と連携を図ることが求められます。